

第4章

施策体系

目指す環境像	大目標	取組の柱	目標	指標	目標数値		主な施策	
					現状	目標値		
自然の恵みをみんなですなぐ 持続可能なまち いせはら	カーボンニュートラルの推進  重点取組	気候変動の緩和	温室効果ガス排出量の削減	温室効果ガス排出量の削減率 ※()内はCO2排出量	6.9% (860.1t-CO2)	46% (469.4t-CO2)	<ul style="list-style-type: none"> 事業所、住宅のZEB/ZEH化 EVカーシェアリング等による電動車の普及 	
		再生可能エネルギーの活用	再エネ導入量の増加	市域に導入された再生可能エネルギーの量	18GWh	440GWh	<ul style="list-style-type: none"> 事業所、住宅への太陽光発電設備の設置 再エネ環境価値の域内消費 	
		気候変動への適応	気候変動適応策の推進	気候変動適応策	(定性目標)	(定性目標)	<ul style="list-style-type: none"> 病害虫対策 熱中症対策 災害の予防及び応急対策 	
		循環型社会の構築 	廃棄物の発生抑制	可燃ごみ排出量の減少	可燃ごみ排出量	23,761 t	20,630 t	<ul style="list-style-type: none"> ごみの減量化を推進する人材育成 3Rライフスタイルの啓発
			資源の循環利用	資源化率の向上	ごみの資源化率	24.3%	33.0%	<ul style="list-style-type: none"> 草木類や木質系粗大ごみの資源化事業の推進
			公害対策	公害対策の推進	公害苦情件数の低減	53件	毎年、前年度より減らす	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等に対し法令に基づく規制遵守の指導
		快適な生活環境の保全 	まちの生活環境の維持・向上	大気環境の保全・維持	大気汚染に係る3物質の環境基準の達成状況	全項目達成	全項目達成	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携した事業所への指導
				河川の水質維持	きれいな河川数	10河川	10河川	<ul style="list-style-type: none"> 合併処理浄化槽設置補助金制度の運用
				公共下水道の普及	公共下水道の普及率	80.6%	83.4%	<ul style="list-style-type: none"> 下水道事業計画に基づく公共下水道の整備
	まちのみどり創出		都市公園等の整備推進	都市公園の面積	5.3m ² /人	5.7m ² /人	<ul style="list-style-type: none"> 大規模開発に伴う新たな公園整備の推進 	
			都市公園等の利活用促進	都市公園等で清掃や花植え活動を行う団体数	77団体	110団体	<ul style="list-style-type: none"> 花いっぱい運動の推進 	
			公共交通機関の利用促進等の環境にやさしい交通手段	公共交通の利用者数の維持	公共交通の利用者数	7,284,722人	8,450,000人	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通の維持・充実 公共交通の利用促進
	豊かな自然環境との共生 	森林の管理・保全	森林施業面積の増加	森林施業面積	533ha	698ha	<ul style="list-style-type: none"> 森林整備計画に基づく森林整備の推進 	
		農地の活用・保全	農地利用集積の促進	農地利用集積	145.96ha	182.29ha	<ul style="list-style-type: none"> 農地中間管理事業の推進 	
			環境保全型農業の推進	環境保全型農業の取組	407a	480a	<ul style="list-style-type: none"> 交付金の活用等による農業者の支援 	
		生物多様性	生物多様性の意識向上	「生物多様性」という言葉を知っている市民の割合	-	60%	<ul style="list-style-type: none"> 環境学習等を通じた啓発の実施 	
	各目標に共通							
	次世代を担う人づくり 	環境学習の充実	環境学習の機会増加	環境学習の年間実施回数	40回	118回	<ul style="list-style-type: none"> 市職員を講師とした環境学習 環境学習指導員派遣制度の活用 	
		市民、事業者との連携・連動	環境イベント参加人数の増加	環境イベントの年間参加人数	862人	1,200人	<ul style="list-style-type: none"> 環境展、ストップ温暖化展の開催 	
		ライフスタイル転換の推進	脱炭素型のライフスタイルの定着	カーボンニュートラルに取り組んでいる市民の割合	31.7%	80%	<ul style="list-style-type: none"> COOL CHOICE普及啓発事業の実施 	

4-1. 大目標1 (重点取組事項) カーボンニュートラルの推進の構成について

- 基本方針に基づき、「気候変動の緩和」、「再生可能エネルギーの活用」、「気候変動への適応」を取組の柱として設定します。
- 取組の柱ごとに、現状、課題及び市の取組等を記載しています。

重点取組事項 大目標1 カーボンニュートラルの推進

目指すまちの姿

- 事業者や他地域等との連携により再生エネルギーが増え、エネルギーの地産地消と温室効果ガスの削減が進んでいる。

取組の柱

① 気候変動の緩和

② 再生可能エネルギーの活用

③ 気候変動への適応

■ **大目標について**

大目標を構成する取組の柱とSDGsの達成について記載しています。

SDGsの達成

- 7 再生可能エネルギー
- 13 気候変動
- クリーンな再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 温室効果ガスの排出抑制により、気温上昇を抑制します。

温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー起源 CO2 の対象部門

エネルギー起源 CO2 は、排出部門ごとの対策を推進していきます。各部門の内容は表 4-1 のとおりです。

表 4-1 : エネルギー起源 CO2 排出の部門

部門	内容
産業	製造業、農業、水産業、鉱業、建築業
業務	オフィスビル、小売店、病院、学校
家庭	家庭
運輸	自家用車、貨物車等の自動車の利用
廃棄物	ごみ(プラスチック、合成繊維)の焼却等

(2) ■ **取組の柱①「気候変動の緩和」**

本市の温室効果ガス排出量の現状、今後の課題と施策について記載しています。

図 4-1 : 伊勢原市の部門別 CO2 排出状況 (出典：環境省自治体カルテ)

年	全額CO2排出量	伊勢原市のCO2排出量
2013年	860	806
2019年	987,303	58,478
2019年目標	-	58,478

2013年: 産業部門(44%), 業務部門(22%), 家庭部門(15%), 運輸部門(17%), 廃棄物(1%)

2019年: 産業部門(44%), 業務部門(21%), 家庭部門(14%), 運輸部門(17%), 廃棄物(1%)

令和 12 (2030) 年に向けた再生エネルギー導入目標

(1) 令和 12 (2030) 年に向けた再生エネルギー導入目標

CO2 削減パラメータ設定に基づき、再生エネルギー導入目標を図 4-7 のとおり設定します。新規の再生エネルギー発電設備の導入、環境価値創出に伴う市内再生エネルギー開発等を通して、市内で 4.4 2 GWh の再生エネルギー導入を目指します。

■ **取組の柱②「再生可能エネルギーの活用」**

本市の再生可能エネルギーの導入ポテンシャル、今後の課題と施策について記載しています。

図 4-7

年	再生可能エネルギーの割合
2019年国内電力構成	11%
2030年伊勢原市電力構成目標	45%

「気候変動への適応」に関する指標の考え方

- 取組の柱③「気候変動への適応」は、気候変動適応法 1 2 条に基づき、本市の地域気候変動適応計画として位置付けます。
- 地球温暖化対策は、温室効果ガスの削減による「緩和」と、将来予測される気候変動に備える「適応」の両輪で進めていく必要があります。
- 本市においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、「気候変動に強いまち」を実現することを目的に策定します。
- 気候変動影響の状況に合わせて取組を見直していきます。

■ **取組の柱③「気候変動への適応」**

本市の気候変動の状況と、気候変動適応策について記載しています。

緩和: 温室効果ガスの排出を抑制する

適応: 自然や人間社会のあり方を調整する

出典：環境省

大目標 1（重点取組事項）カーボンニュートラルの推進

目指すまちの姿

- 事業者や他地域等との連携により再エネ導入量が増え、エネルギーの地産地消と温室効果ガスの削減が進んでいる。

取組の柱

目標

① 気候変動の緩和

1-①-1

温室効果ガス排出量の削減

② 再生可能エネルギーの活用

1-②-1

再エネ導入量の増加

③ 気候変動への適応

1-③-1

気候変動適応策の推進

SDGs の達成



- クリーンな再生可能エネルギーを積極的に導入します。
- 温室効果ガスの排出抑制により、気温上昇を抑制します。

「気候変動の緩和」に関する指標の考え方

- 地球温暖化の要因となる温室効果ガスのうち、そのほとんどを占めるのは二酸化炭素です。また、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」に基づき、削減対象とする温室効果ガスは、産業部門、業務部門、家庭部門、運輸部門及び廃棄物部門における「エネルギー起源 CO2」とします。

1-①-1 温室効果ガス排出量の削減



- CO2 排出量は、国が公表する「自治体排出量カルテ」の数値を用います。
- 自治体排出量カルテの元となる統計数値の確定が約 2 年遅れで公表されることから、温室効果ガス排出量の最新値の公表時期も約 2 年遅れとなります。
- 削減率は、国の算出方法に合わせ、算出対象年度の CO2 吸収量を考慮して算出します（基準年である平成 25（2013）年度の CO2 吸収量は考慮しません）。

4-1-1. 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー起源 CO2 の対象部門

エネルギー起源 CO2 は、排出部門ごとの対策を推進していきます。各部門の内容は表 4-1 のとおりです。

表 4-1 : エネルギー起源 CO2 排出の部門

部門	内容
産業	製造業、農業、水産業、鉱業、建築業
業務	オフィスビル、小売店、病院、学校
家庭	家庭
運輸	自家用車、貨物車等の自動車の利用
廃棄物	ごみ（プラスチック、合成繊維）の焼却等

(2) 温室効果ガス（CO2）の排出状況

本市の CO2 排出量は令和元（2019）年に806千 t-CO2 であり、平成25（2013）年度比で-6.9%※と減少傾向にあります。また、本市では、令和元（2019）年の産業部門の全体排出量に占める割合は50%であり、全国や神奈川県と比較して高く、平成25（2013）年比で+5%で増加傾向にあります（図 4-1）。

本市は、さがみロボット産業特区制度や、高次救急医療機関、大学施設等の立地・連携を活かした産業の誘致・充実を進めており、製造業を含めた産業部門からの CO2 排出の割合は、今後も高い割合で推移することが予想されます。※CO2 吸収量も考慮し算出。

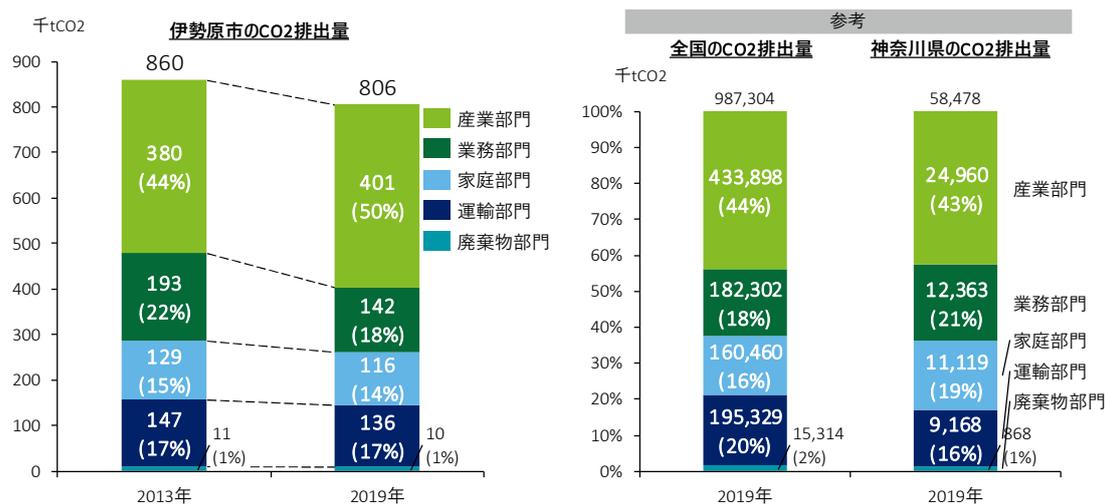


図 4-1 : 伊勢原市の部門別 CO2 排出状況（出典：環境省自治体カルテ）

(3) 2030年CO2排出削減目標ロードマップ

国の目標と整合し、令和12（2030）年度の排出量を平成25（2013）年度比で46%削減することを目標とします。

令和12（2030）年の目標達成に必要となる削減量約400千t-CO₂のうち、外部環境の変化で約200千t-CO₂の削減が見込まれていますので、対策により残りの200千t-CO₂を削減していく必要があります。

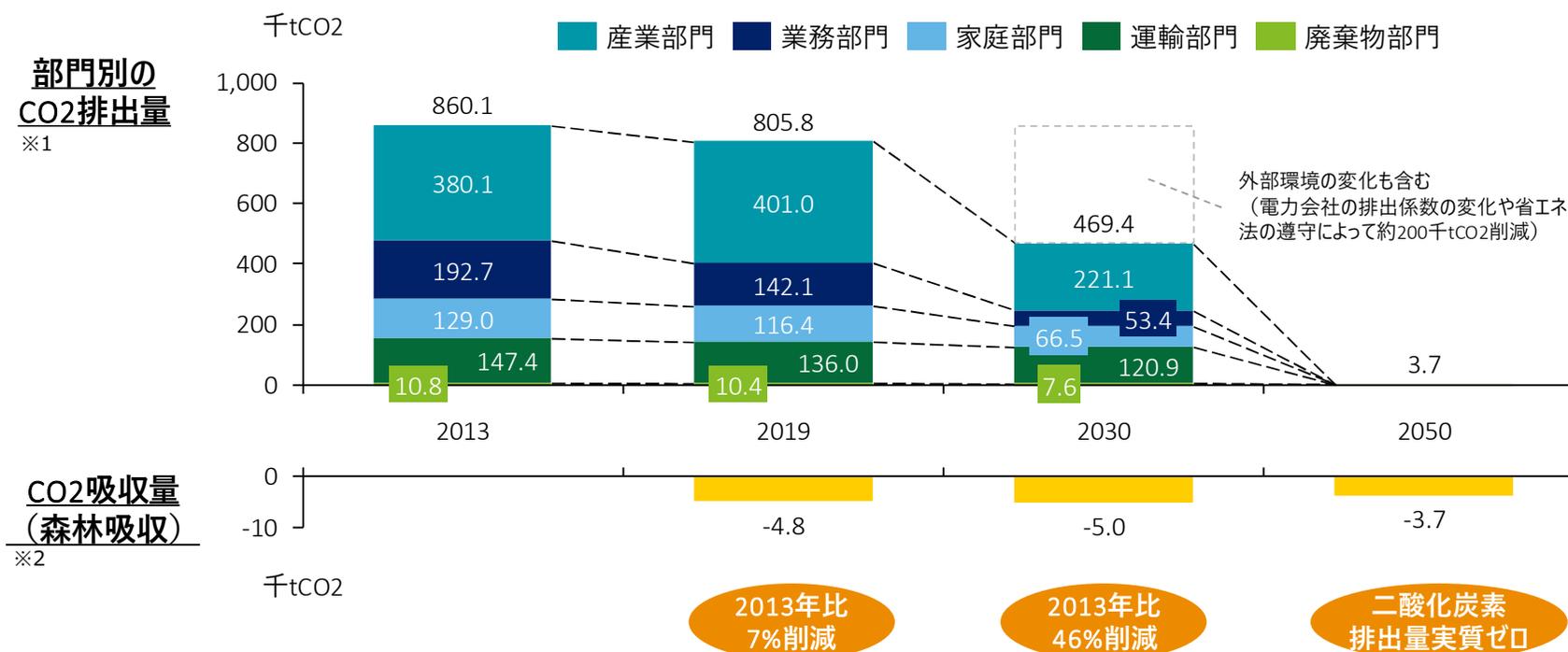


図4-2：排出量推計と目標値

※1 平成25（2013）年度比の削減率の算出において、平成25（2013）年度のCO₂吸収量は考慮していない。 ※2 森林吸収の算出方法はP42の（5）に記載。

(4) 部門別の削減目標

令和12(2030)年におけるCO2排出量の現状すう勢値(BAU)は、933千tCO2と推計しており、カーボンニュートラルの達成に向けて、産業部門の脱炭素化を中心とした施策を実施していく必要があります。

表4-3: 部門別の削減目標

	2013年度CO2排出量 (千tCO2)	2030年CO2排出量 (千tCO2)	
		46%削減シナリオ	BAUシナリオ
合計	860	464.4 (▲46%) ※うち外部環境の変化 約200千tCO2削減※3	933 (+8.5%)
産業部門	380	221 (▲42%) ※うち外部環境の変化 約115千tCO2削減	
業務部門	193	53 (▲72%) ※うち外部環境の変化 約35千tCO2削減	
家庭部門	129	67 (▲48%) ※うち外部環境の変化 約40千tCO2削減	
運輸部門	147	121 (▲18%) ※うち外部環境の変化 約10千tCO2削減	
廃棄物部門	10.8	7.6 (▲30%)	
吸収源	-	▲5	

(5) 森林吸収の算出方法

ア 現状の森林吸収について

本市の令和元(2019)年度の森林吸収量については、平成25(2013)-平成29(2017)年度の神奈川県の間年森林吸収量18.5万tCO2/年を、神奈川県における本市の森林面積の割合を基に按分し、本市では年間4.8千tCO2を吸収すると算出しました。

算出した平成25(2013)-平成28(2017)年度のCO2吸収量が、令和元(2019)年度まで続くと想定して設定しています。

県におけるCO2吸収量	県の森林整備計画面積における本市の森林計画面積の割合	本市における2019年のCO2吸収量
185.0千t-CO2	3%	4.8千t-CO2

イ 将来の森林吸収について

令和12(2030)年・令和32(2050)年の本市の森林吸収量については、平成28(2016)年時点の本市の森林面積に対して、神奈川県全体における樹齢別の面積割

合及び一般的な樹齢別 CO2 吸収量を乗じ、令和 1 2（2030）年及び令和 3 2（2050）年時点の CO2 吸収量を算出しています。

更に、神奈川県の前平成 3 0（2018）年から令和 1 0（2028）年までの地域森林計画の造林計画を基に、令和 1 0（2028）年までの年間造林面積を算出し、令和 3 2（2050）年まで年間同じペースで造林が続くと仮定し、平成 2 8（2016）年時点の既存の森林面積及び造林による追加の森林面積による CO2 吸収量を算出しています。

対象年度	既存の森林による CO2 吸収量	造林分の CO2 吸収量	CO2 吸収量の合計
令和 1 2（2030）年	4.8 千 tCO2	0.2 千 tCO2	5.0 千 tCO2
令和 3 2（2050）年	3.2 千 tCO2	0.5 千 tCO2	3.7 千 tCO2

（6）産業部門の CO2 排出量内訳

産業部門では、鉄鋼・非鉄・金属製造業と機械製造業が部門全体の排出量の約 6 割を占めています（図 4 - 3）。

鉄鋼・非鉄・金属製造業は、高温熱需要の脱炭素化（エネルギー転換等）が必要です。

機械製造業は、他の製造業より電化率が比較的高いため、電力の再エネ化が必要です。

一方、水素を熱・原料として利用する化学工業の排出割合は比較的小さいため、水素の大規模確保に向けた施策の優先度は低くなります。

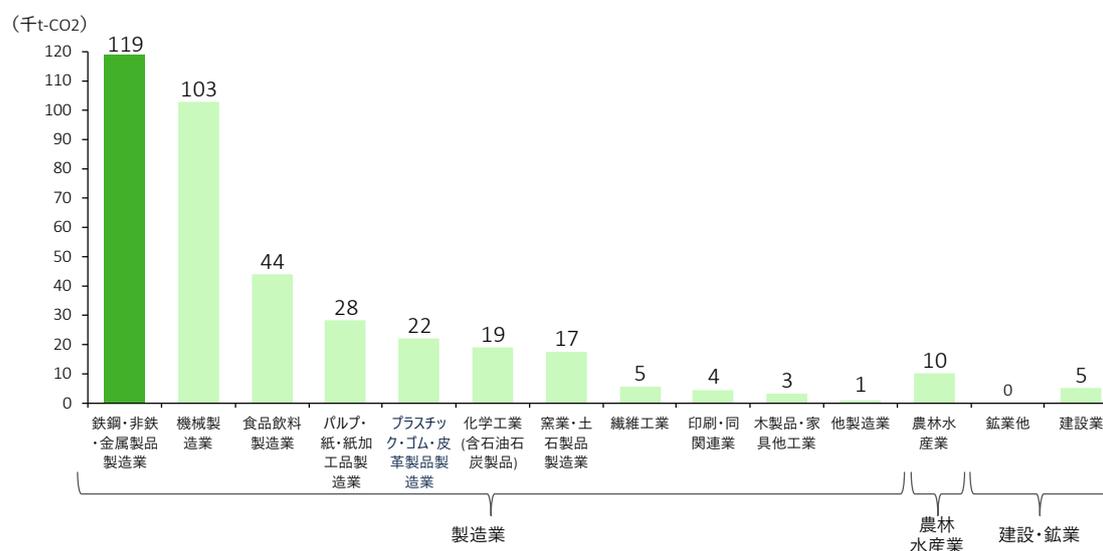


図 4 - 3：製造部門の排出量内訳

出典：自治体排出量カルテより抽出した平成 25（2013）年の部門別 CO2 排出量を各業種の業種別のエネルギー消費原単位×従業者数を基に按分して推計。

(7) 業務部門のCO2排出量内訳

業務部門では、卸売業・小売業の排出量が最も多くなっています（図4-4）。脱炭素のためには、卸売・小売の店舗・ビルのゼロエミッション化や、医療・福祉施設や宿泊業での温水による熱需要の脱炭素化も必要となります。

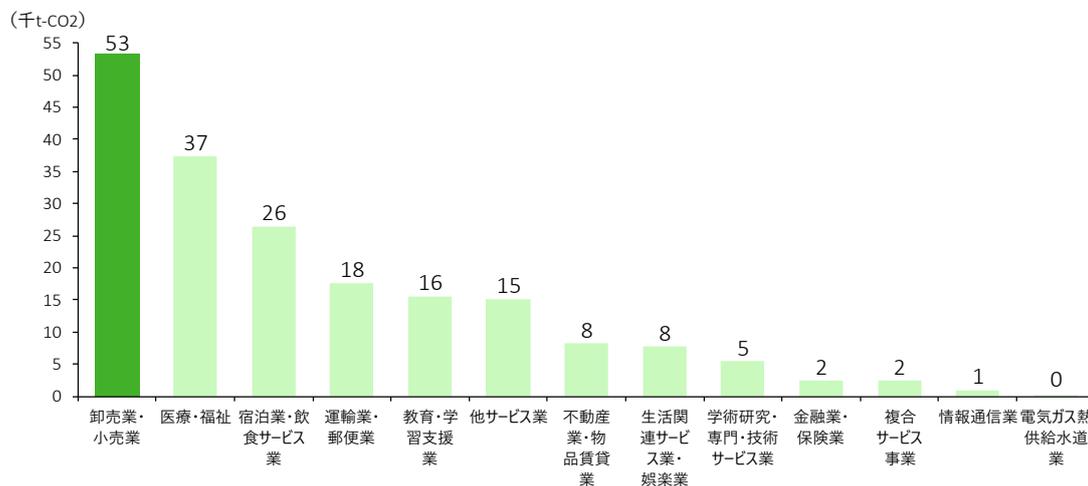


図4-4：業務部門の排出量内訳

出典：自治体排出量カルテより抽出した平成25（2013）年の部門別CO2排出量を業種別のエネルギー消費原単位×従業員数を基に按分して推計。

(8) 家庭部門の排出量状況

家庭部門では、照明・家電製品がCO2排出量の約5割を占めています（図4-5）。

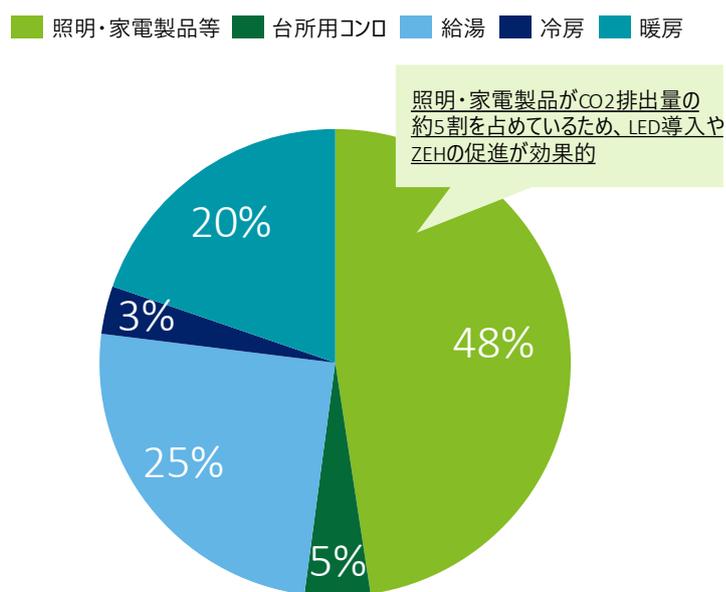


図4-5：環境省、「家庭からのCO2排出量を知る（全体概況）」

(9) 運輸部門のCO2排出量内訳

統計いせはらによると、本市の自動車保有台数は約6万台となっています。運輸部門では、乗用車及び貨物用車両が部門排出量の大半を占めており（図4-6）、乗用車の脱炭素化を重点的に検討する必要があります

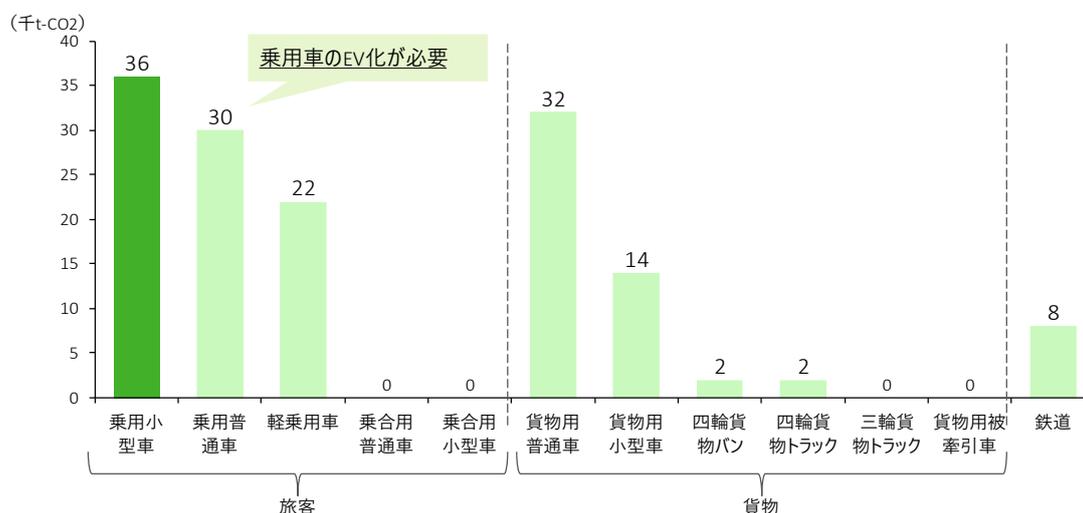


図4-6：運輸部門の排出量内訳

出典：自治体排出量カルテより抽出した平成25（2013）年の部門別CO2排出量を各種類の自動車・軽自動車保有台数を基に按分して推計。

目標達成に向けた各主体の取組

- 再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーを推進します。

市の取組

事業内容	取組	所管課
産業部門対策	● 電化設備やFEMS導入、事業所等のZEB化等を促進します。	環境対策課
	● 電化の難しい熱需要の脱炭素化に向けてカーボンニュートラルガスの利用を促進します。	環境対策課
業務・家庭部門対策	● LED、HEMS、省エネ家電等の導入による住宅の省エネ化、ZEH化を促進します。	環境対策課
	● ナッジ手法等を活用し、脱炭素型ライフスタイルの転換に向けた行動変容を促進します。	環境対策課
運輸部門対策	● EVカーシェアリング等により、市内における電動車等の利用を促進します。	環境対策課

事業内容	取組	所管課
運輸部門対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 充電設備等のインフラ整備に向けた調査等を行います。 	環境対策課

第4章

各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地球温暖化を自分事としてとらえ、省エネに配慮し、電気、ガスなどの節約に努めます。 ● 省エネ家電への買い替えを行います。 ● エコドライブやエコ・クッキング等の環境に配慮したライフスタイルの定着に取り組みます。 ● 壁面などにつる性植物をはわせることで室温上昇を低減させるみどりのカーテンを実施します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 電気やガスの使用を効率化し、省エネに努めます。 ● 事業所や事務所で、省エネに配慮した設備の使用に努めます。 ● 社用車に電動車等を導入するよう努めます。 ● 物品等のグリーン購入に努めます。

参考：各部門における令和12（2030）年46%削減の前提となるパラメーター設定

	2013年度CO2排出量の状況		2030年46%削減シナリオ	
	排出量	設定条件	排出量	設定条件
産業部門	380千tCO2	<ul style="list-style-type: none"> 電化率※1：27% FEMS普及率：0% 地域外再エネ調達率：0% 地域再エネ利用率：0% 系統利用率：100% 	221千tCO2 (▲42%)	<ul style="list-style-type: none"> 電化率※1：60% FEMS普及率：25% 地域外再エネ調達率：12.5% 地域再エネ利用率：16% 系統利用率：71.5%
業務部門	193千tCO2	<ul style="list-style-type: none"> 電化率※1：34% ZEB普及率：0% 地域外再エネ調達率：0% 地域再エネ利用率：0% 系統利用率：100% 	53千tCO2 (▲72%)	<ul style="list-style-type: none"> 電化率※1：82% ZEB普及率：50% 地域外再エネ調達率：20% 地域再エネ利用率：16% 系統利用率：64%
家庭部門	129千tCO2	<ul style="list-style-type: none"> 電化率※1：29% ZEH普及率：0% 地域外再エネ調達率：0% 地域再エネ利用率：0% 系統利用率：100% 	67千tCO2 (▲48%)	<ul style="list-style-type: none"> 電化率※1：80% ZEH普及率：40% 地域外再エネ調達率：0% 地域再エネ利用率：10.5% 系統利用率：89.5%
運輸部門	147千tCO2	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車台数に占めるHV・EV・PHV・FCV：0% 貨物自動車台数に占めるHV・EV・PHV・FCV：0% 地域外再エネ調達率：0% 地域再エネ利用率：0% 系統利用率：100% 	121千tCO2 (▲18%)	<ul style="list-style-type: none"> 旅客自動車台数に占めるHV・EV・PHV・FCV：56% 貨物自動車台数に占めるHV・EV・PHV・FCV：56% 地域外再エネ調達率：0% 地域再エネ利用率：10% 系統利用率：90%

※1：電化率は電気・熱配分後のエネルギー消費量に占める電力消費量の比率を表す。

「再生可能エネルギーの活用」に関する指標の考え方

- 再生可能エネルギー（再エネ）の活用は、温室効果ガスの削減に資するとともに、エネルギー代金の域外流出の減少と災害時等のレジリエンス強化の面からも重要な取組です。地域内の再エネポテンシャルを最大活用するとともに、外部からの再エネ調達を検討することで、目標の再エネ導入量の確保を目指します。

1-②-1 再エネ導入量の増加

指標	市域に導入された再生可能エネルギーの量		
指標の定義	市域に導入された再生可能エネルギーの量		
現状値(R元年度)	中間目標(R9年度)	目標(R12年度)	
18GWh	325GWh	440GWh	
所管	環境対策課		

再生可能エネルギー（再エネ）とは？

- 再エネとは、「太陽光・風力・水力・地熱・太陽熱・大気中の熱その他の自然界に存する熱・バイオマス」に由来するエネルギーです。「枯渇しない」、「どこにでも存在する」、「二酸化炭素を発生しない」という特徴があります。
- 再エネは、その利用によって二酸化炭素が発生しないことから、地球温暖化対策において有効な手法の一つとされています。

4-1-2. 令和12（2030）年に向けた再エネ導入目標

（1）令和12（2030）年に向けた再エネ導入目標

CO2削減パラメーター設定に基づき、再エネ導入目標を図4-7のとおり設定します。

新規の再エネ発電設備の導入、再エネ環境価値の創出と市内消費等により、市内で440 GWhの再エネ導入を目指します。

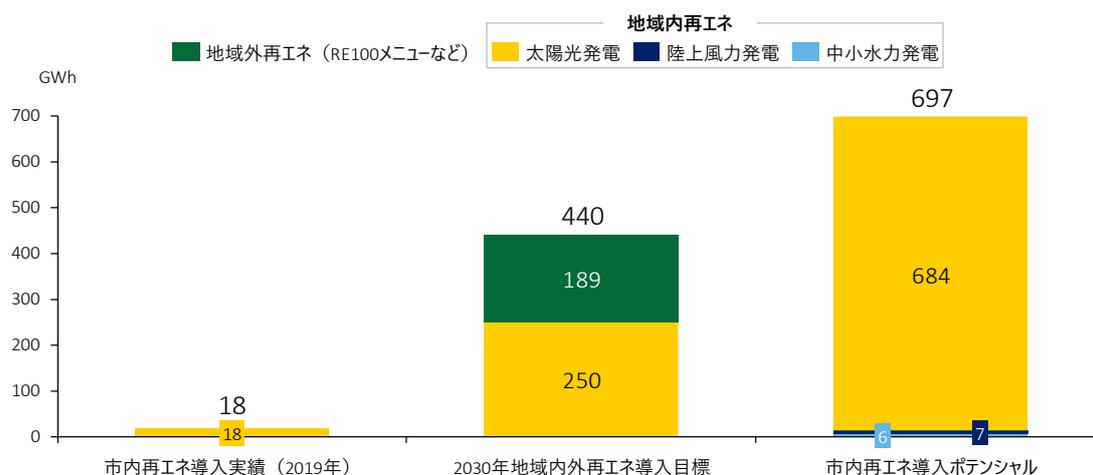


図4-7：令和12（2030）年に向けた再エネ導入目標

（2）電力における再エネ構成目標

将来的に標準的な電力契約の排出係数は下がるものの、削減目標を達成するためには地域内再エネ導入や、RE100メニュー等他地域と連携した地域外再エネの活用も必要となります。

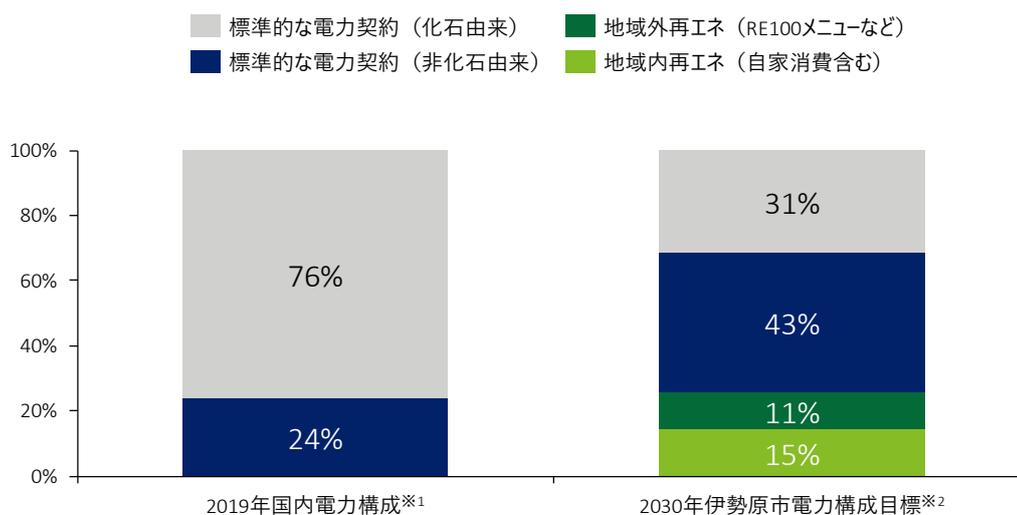


図4-8：令和12（2030）年の電力構成目標 ※1 2019年の国内の電源構成を元に作成

※2 第6次エネルギー基本計画の2030年電源構成目標を元に作成

4-1-3. 本市のエネルギーポテンシャル

(1) 本市の太陽光発電電力量

令和元（2019）年度における本市内の太陽光発電設備による発電電力量は18GWh/年で、導入ポテンシャルの約3%となっており、太陽光発電設備の導入の余地は十分あります。（図4-9：市内の太陽光発電設備の発電電力量と導入ポテンシャル（出典：導入ポテンシャルはR3年度REPOSを参照。市内の太陽光の発電電力量は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法情報公開用ウェブサイトB表から算出）

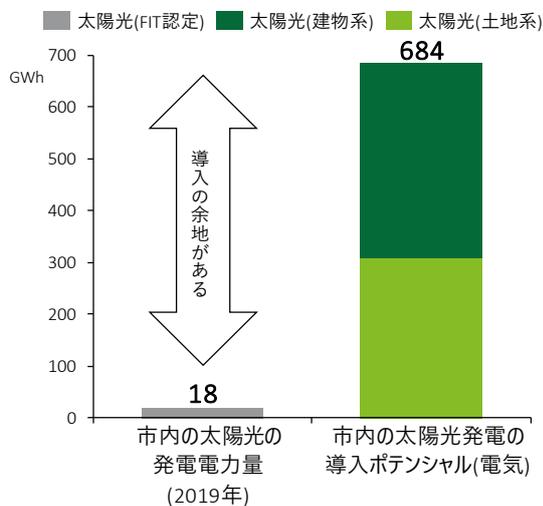


図4-9：市内の太陽光発電設備の発電電力量と導入ポテンシャル

(2) 太陽光発電設備(土地系)の導入ポテンシャル

土地系の太陽光発電設備の導入ポテンシャルは、県内で5番目の大きさとなっています（図4-10）。

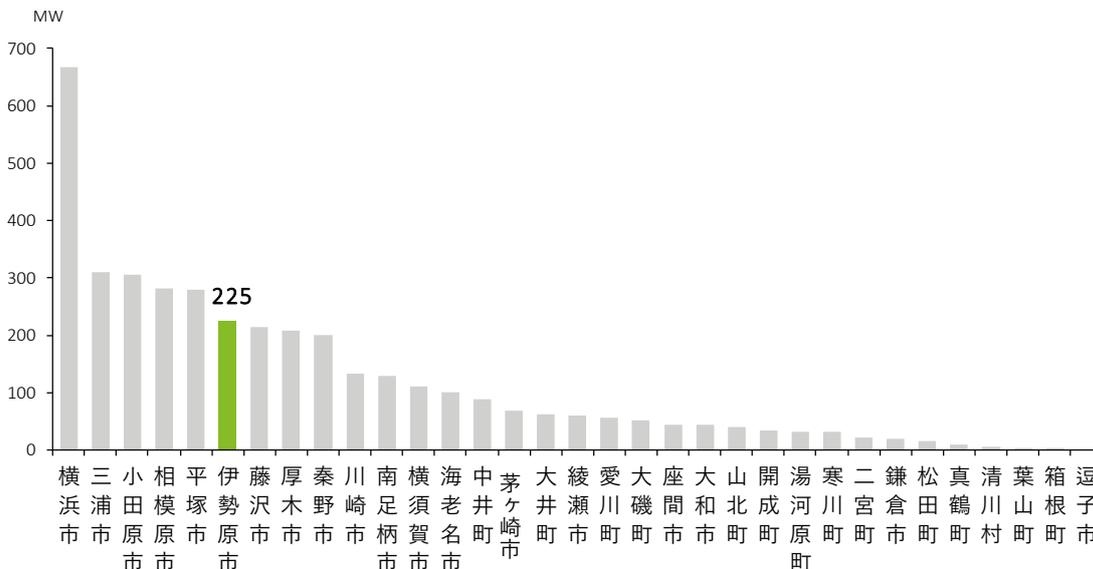


図4-10：県内の太陽光発電設備(土地系)の導入ポテンシャル（出典：REPOS 太陽光> 概要とデータ活用方法から参照。）

(3) 太陽光発電設備(建物系)の導入ポテンシャル

建物系では、戸建住宅やその他建物に占める太陽光ポテンシャルの割合が高くなっています(図4-13)。

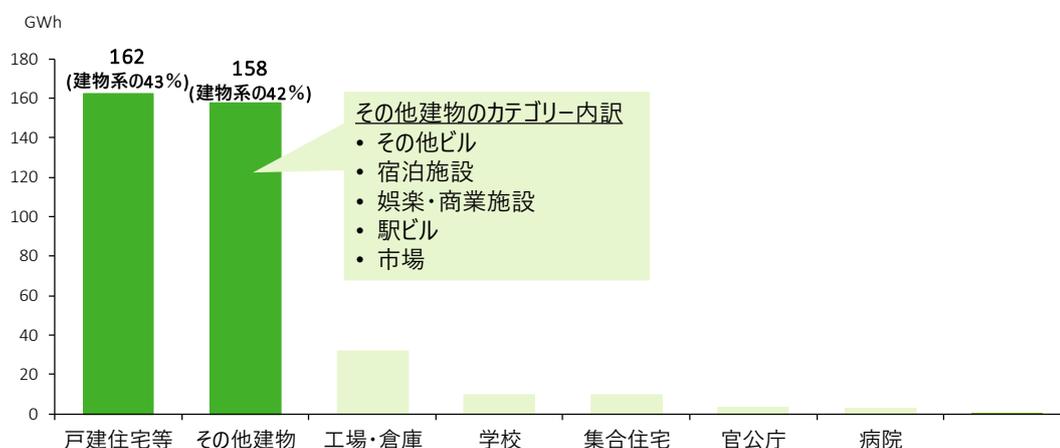


図4-13：市内の建物系の太陽光発電設備の導入ポテンシャルの内訳(出典：令和3(2021)年度REPOSを参照)。

(4) 本市のFITと卒FITの推移

再生可能エネルギーの電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取ることを国が約束する制度を固定価格買取制度(FIT、Feed-in Tariffの略)といい、この買取期間が終了した後の再生可能電気を卒FITといいます。

卒FIT後の環境価値は、特段の定めがない限り、売電先の電力会社が自由に活用することができるため、ほとんどの環境価値が地域外に流出することになります。再生可能電力は全国的に不足気味であるため、地域内の環境価値を地域再生メニューに組み込むなど、地域内にとどめる工夫を行っている地域もあります(図4-14)。

一方で、導入済みの太陽光設備については、主に住宅向けの太陽光発電設備の卒FITが増えていく見込みであり、これらの環境価値の有効活用が課題となります(図4-15)。

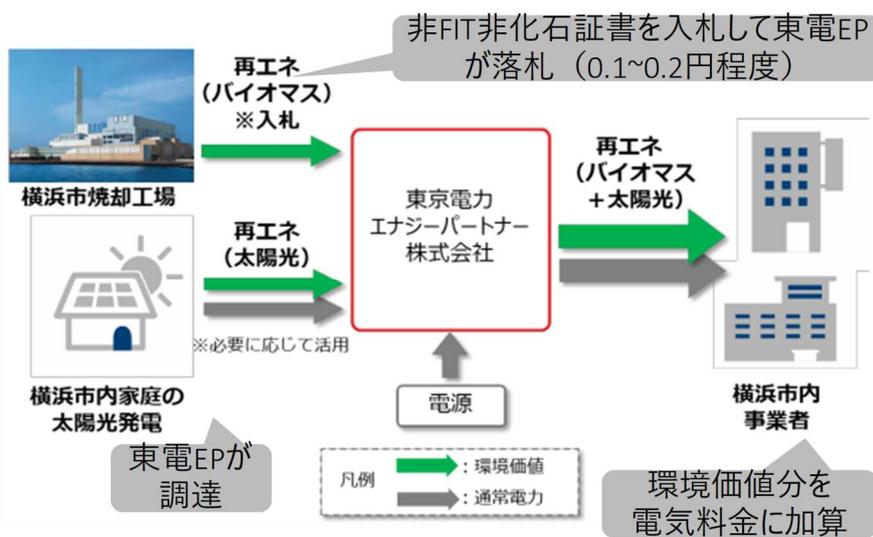


図4-14：はまご電気の概要（出典：横浜市プレスリリース）

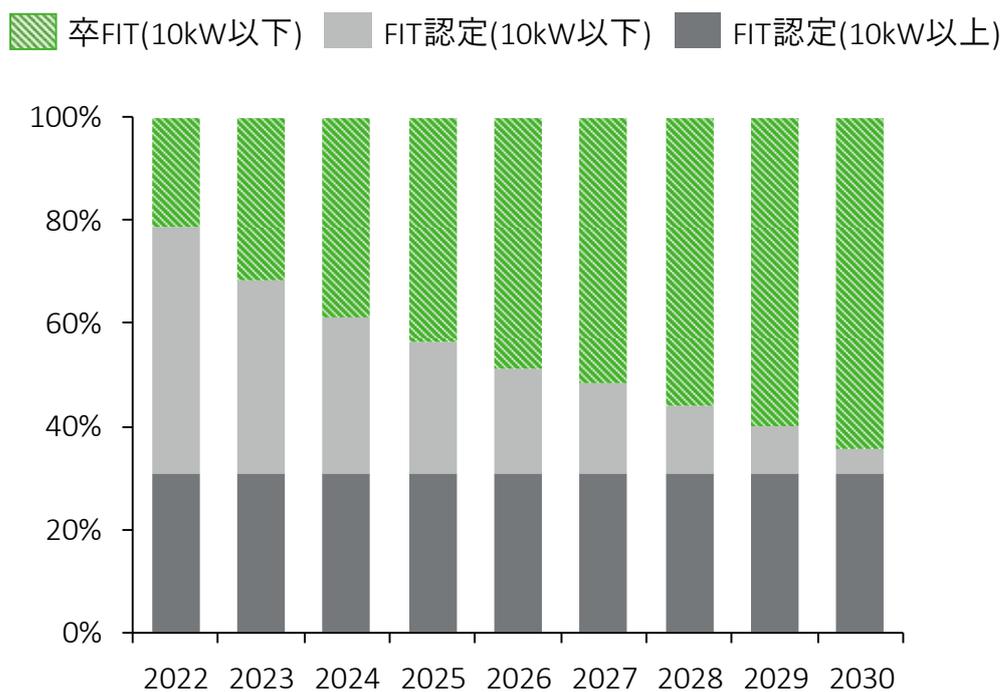


図4-15：令和3（2021）年度時点での太陽光設備導入実績のFIT/卒FITの内訳の推移（出典：FIT、卒FITの太陽光発電設備の発電電力量は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公開用ウェブサイト B表から算出。）

(5) 本市の再エネポテンシャルとエネルギー使用量の比較

本市の平成25（2013）年のエネルギー消費量は、推計で12,937TJとなっており（図4-16）。

この使用エネルギーに対し、本市の再エネポテンシャルは2,507TJと、エネルギー消費量の約2割と限定的です。

本市には風力発電や中小水力発電に適した土地や河川等が少ないため、再エネポテンシャルの大部分を太陽光発電が占めています。また、域内で確保しきれない再エネについては、他地域と連携した再エネ調達等が必要となります。

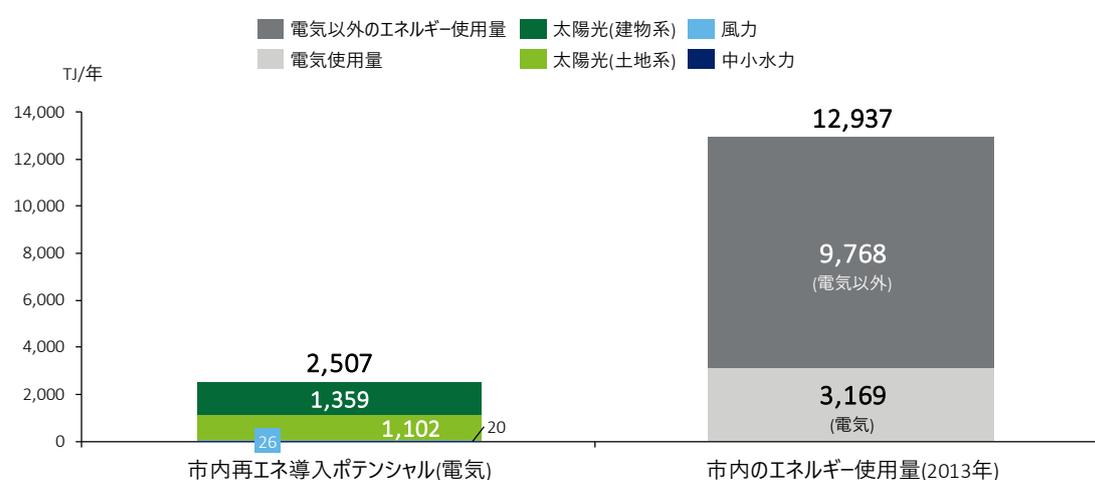


図4-16：伊勢原市のエネルギーポテンシャル

出典：導入ポテンシャルはR3（2021）年度 REPOSを参照。市内のエネルギー使用量は神奈川県エネルギー使用量、電力使用量、CO2排出量及びエネルギー消費統計調査を基に算出しており、電気・熱配分後のエネルギー使用量を表す。

建物系は建築物全般、土地系は一般廃棄物、田、畑、ため池、荒廃農地の導入ポテンシャル。

目標達成に向けた各主体の取組

- 再生可能エネルギー等の利用促進と徹底した省エネルギーを推進します。

市の取組

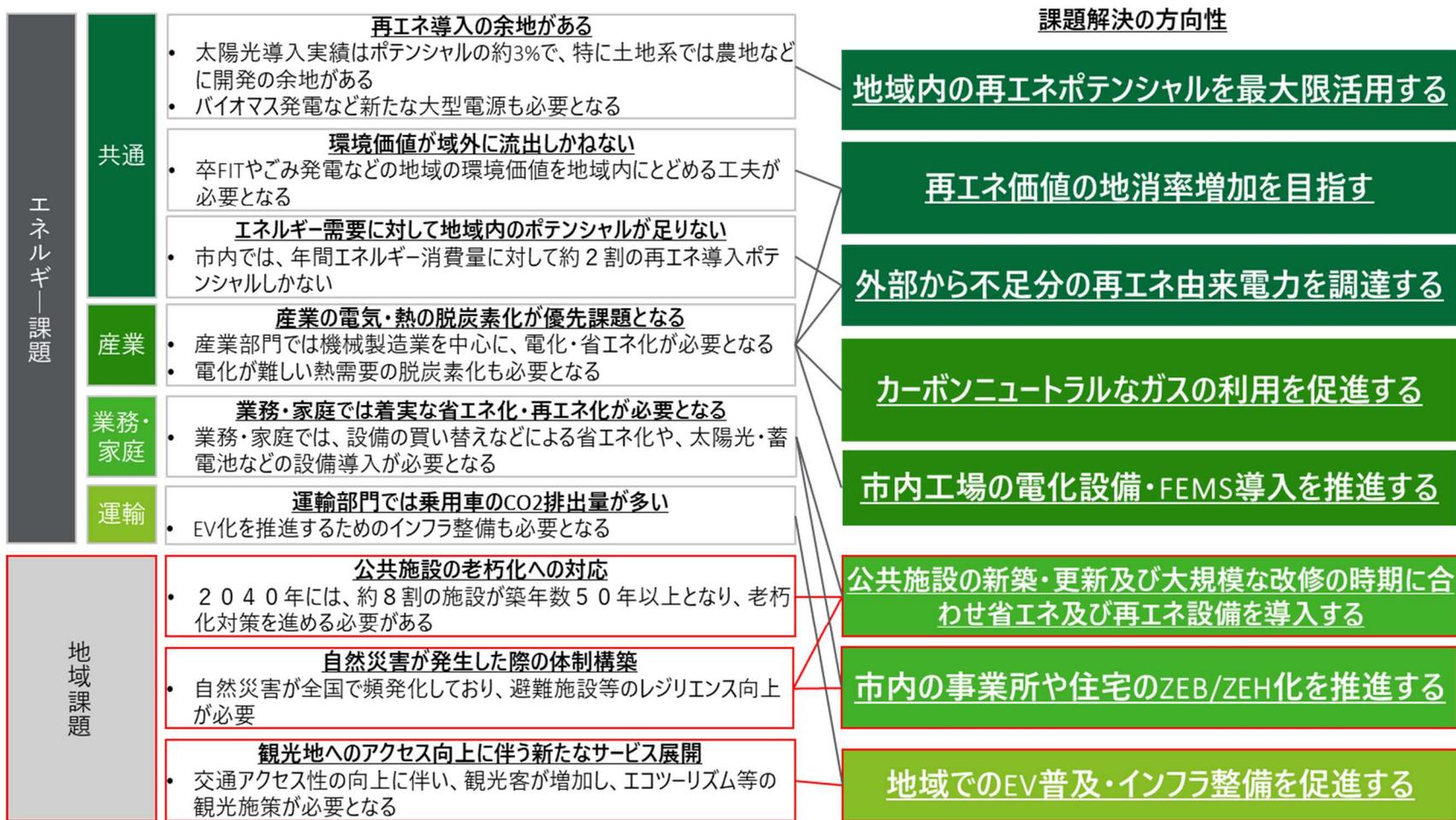
事業内容	取組	所管課
市内の再エネポテンシャルの最大活用	● 事業所及び住宅への太陽光発電の設置を促進します。	環境対策課
	● ソーラーシェアリング等の新たな再エネ電源の開発を検討します。	環境対策課
再エネ環境価値の地消率の増加	● 卒 FIT 太陽光等の再エネ環境価値を市内で活用する事業スキームの構築を検討します。	環境対策課
再エネの外部調達を検討	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所等に対し、実質再エネ 100%の電力メニューへの切替えを促進します。 ● 外部から再エネを調達するため、調達先や手法の調査・検討を行います。 	環境対策課

各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光による自家発電等の再生可能エネルギーの利用に努めます。 ● 家庭向けの実質再エネ 100%電力メニューへの切替えに努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所や事務所で、太陽光発電等の再生可能エネルギーの利用に努めます。 ● 実質再エネ 100%メニュー等の排出係数の低い電力を使用するよう努めます。

4-1-4. 関連する地域課題の同時解決について

国が策定した地域脱炭素ロードマップでは、地域脱炭素は、地域課題の解決、そして地域の魅力と質の向上につながる地方創生に貢献できるものとされています。本計画においても、本市の地域課題の同時解決を見据えながら施策を実施していきます。



4-1-6. 令和12(2030)年に向けた施策ロードマップ

令和32(2050)年カーボンニュートラルを見据えながら、市民や事業者等と取組の具体化を進めていきます。

		短期(2025年頃)	中期(2030年頃)	取り組みにあたっての課題	市が主導する施策内容	2050年に目指す姿
共通	地域内の再エネポテンシャルを最大限活用する	工場・事業所・住宅への太陽光発電設備の設置	ソーラーシェアリングなど新たな再エネ電源開発	未利用農地における太陽光発電、バイオマス発電等の大規模電源開発を投資・主導する主体が不足している	<ul style="list-style-type: none"> ソーラーシェアリングの検討 事業者と連携した新たな再エネ電源の開発 	CEMS*1・VPPなど市内全体、市外で部門を横断した再エネの有効活用
	再エネ価値の地消費増加を目指す	卒FIT太陽光、森林吸収分、再エネ環境価値の域内消費	公共施設・工場・事業所の再エネメニューへの切り替え	電力会社やガス会社が提供できる再エネ電源やCN都市ガスに限られているため、様々な調達方法を組み合わせることで供給量を確保する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> 市内の環境価値の創出 卒FIT太陽光の環境価値収集 環境価値の供給 	
	外部から不足分の再エネ由来電力を調達する	調達先の調査	再エネ電力の調達		<ul style="list-style-type: none"> 調達先市町村との連携(選定、交渉等) 	
産業	カーボンニュートラルなガスの利用を促進する	工場・事業所へのカーボンニュートラルガス(オフセット)の供給			<ul style="list-style-type: none"> CN都市ガス利用を希望する事業者とガス会社マッチング 	CNガスの活用など電化が困難な熱需要の脱炭素化
	市内工場の電化設備・FEMS導入を推進する	工場へのFEMS導入によるエネルギー消費最適化	中小企業は省エネ機器に関する最新情報や導入によるメリットを把握できていないことが多い	<ul style="list-style-type: none"> 省エネ機器・FEMSの導入に関するセミナー 		
業務・家庭	市内の事業所や住宅のZEB/ZEH化を推進する	事業所等のZEB化(LED、電化機器の導入含む)	ZEB化の費用見積に関する情報が不足しているため、ノウハウの共有が必要	家庭部門における脱炭素化は産業部門と比較してインセンティブが少ないため、住民の環境意識向上に取り組む必要がある	<ul style="list-style-type: none"> ZEB化を実施するための他地域との情報交換 省エネ機器・ZEB/ZEHに係る補助金の提供 	V2X*2などの分野横断でのエネルギーの最適運用
		住宅のZEH化(LED、電化機器の導入含む)			<ul style="list-style-type: none"> 啓発イベント等の開催 	
運輸	地域でのEV普及・インフラ整備を促進する	EVカーシェアリング事業の立ち上げ			<ul style="list-style-type: none"> 住民向けのEVカーシェアリング事業等のEVに触れる機会の創出 	EVや水素モビリティを活用した運輸のゼロカーボン化

*1 : CEMS とは、Community Energy Management System の略で、地域全体のエネルギーを管理するシステムを指す

*2 : V2X とは、「Vehicle to X」を意味し、V2H(自動車と家)、V2B(自動車とビル)、V2Grid(自動車と系統)との接続を指す

4-1-7. 事務事業、公共施設に対する取組の考え方

(1) 基本方針について

目指すべき環境像、そして、令和3 2（2050）年カーボンニュートラルの実現に向けて、市の事務事業においても脱炭素化等の環境配慮に取り組む必要があります。

国においても、カーボンニュートラルの実現に向け「地方公共団体は、自ら率先的な取組を行うことにより、模範となることを目指すべき」とされていることから、本市の方針を次のとおり設定します。

基本方針	主な取組
基本方針 1 市の全ての公共施設において省エネルギー・省資源に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 公共施設の新築・更新及び大規模な改修の時期に合わせて、施設や設備を省エネルギー型のものへ転換及び再生可能エネルギーの導入を検討します。 ● 市有設備には可能な限り県産木材を利用した方法を採用します。
基本方針 2 市が率先して、環境に配慮した調達を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 物品の運搬や購入契約等において、契約相手方に低公害車の使用やエコドライブの実施を行うグリーン配送を実施します。 ● 排出係数の低い電力の調達を実施します。 ● 公用車の電動車等への転換及び使用抑制に努めます。
基本方針 3 事業者の技術等を活用した省エネ対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者の技術、ノウハウ等を活用し、省エネ対策等を推進する仕組みの導入について、技術的動向を踏まえて検討します。

(2) 事務事業編の温室効果ガスの削減目標について

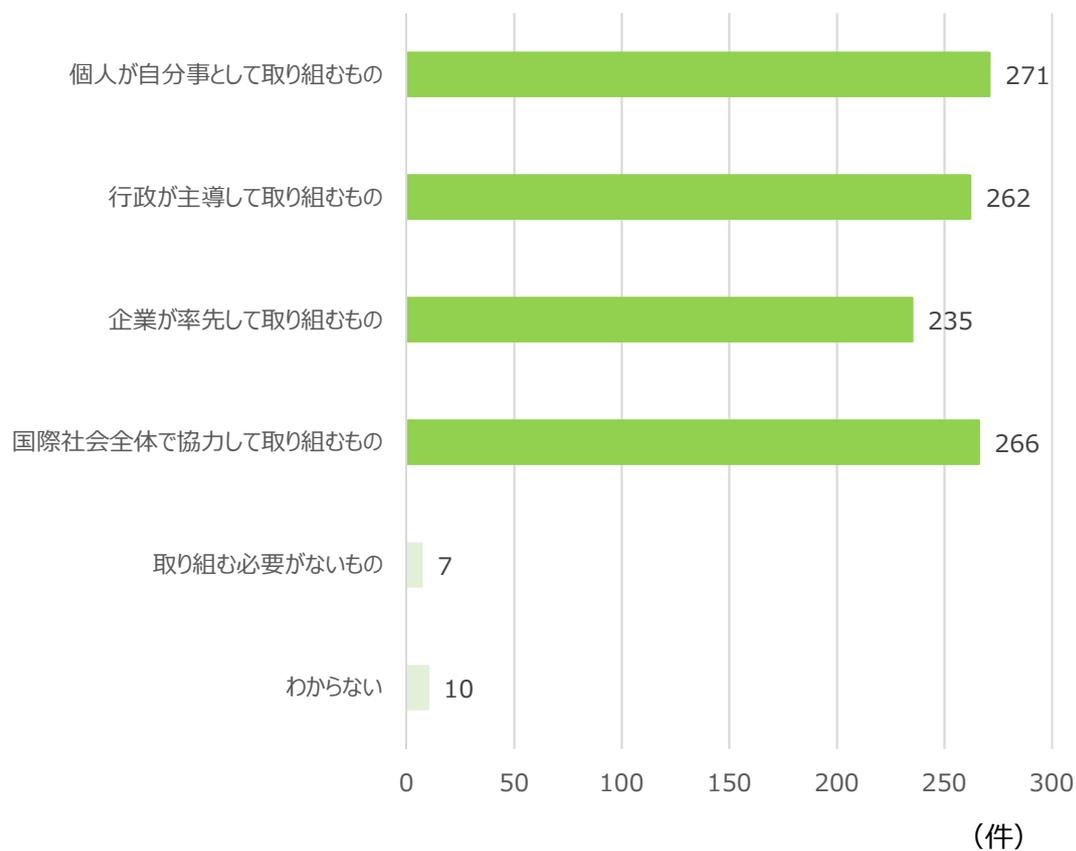
現在の市の事務事業における温室効果ガス（エネルギー起源 CO₂）排出量の削減目標は、令和1 2（2030）年度において、平成2 5（2013）年度比で40%削減としています。

本計画では、市域全体における令和1 2（2030）年度における目標を、平成2 5（2013）年度比で46%削減としていることから、事務事業編の削減目標も46%以上に修正し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）である「伊勢原市役所エコオフィスプラン」の中で、取組の見直し等を行っていきます。

環境意識アンケートより**「地球温暖化対策」に取り組む主体について、どのように考えますか。(複数回答可)**

地球温暖化対策は、それぞれの主体で対策を推進していく必要があります。

「取り組む必要がないもの」という回答はほとんどなく、様々な主体が取組を推進していく意識が伺えます。



「気候変動への適応」に関する指標の考え方

- 取組の柱③「気候変動への適応」は、気候変動適応法12条に基づく、本市の地域気候変動適応計画として位置付けます。
- 地球温暖化対策は、温室効果ガスの削減による「緩和」と、将来予測される気候変動に備える「適応」の両輪で進めていく必要があります。
- 本市においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、「気候変動に強いまち」を実現することを目的に策定します。
- 気候変動影響の状況に合わせて取組を見直していきます。



出典：環境省

4-1-8. 気候変動適応策について

(1) これまでの気候の変化

本市の年間平均気温は15～16度と比較的温暖であり、四季の変化に恵まれた気象条件となっています。伊勢原消防署本署で計測した本市の平均気温はいずれも上昇傾向にあり、平均気温は直近の40年で約1度上昇しています。

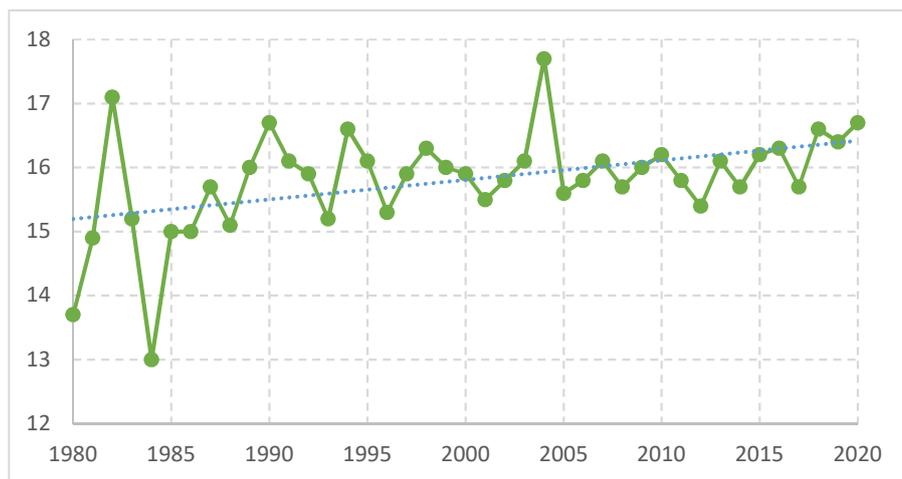


図4-17：伊勢原市内の平均気温の推移（出典：消防の提供データを元に作成）

現在の年間降水量は1,400mm程度で、日本の年間平均降水量と比較すると少ない水準です。過去40年の降水量の推移は増加傾向にあり、近年は本市においても、風水害や猛暑等の自然災害が年に複数回発生しています。

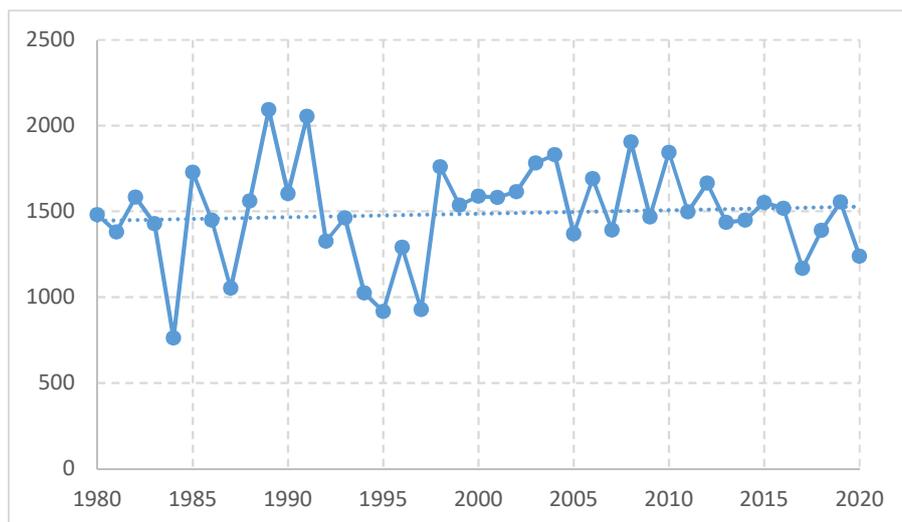


図4-18：伊勢原市内の降水量の推移（出典：消防の提供データを元に作成）

(2) 将来の年平均気温の変化

本市を含む神奈川県では、最も気候変動が進んだ場合（RCP8.5シナリオ）、21世紀の中頃（2031～2050年）には、現在（1981～2000年）よりも年平均気温が約3度、21世紀末には約6度高くなると予想されています。

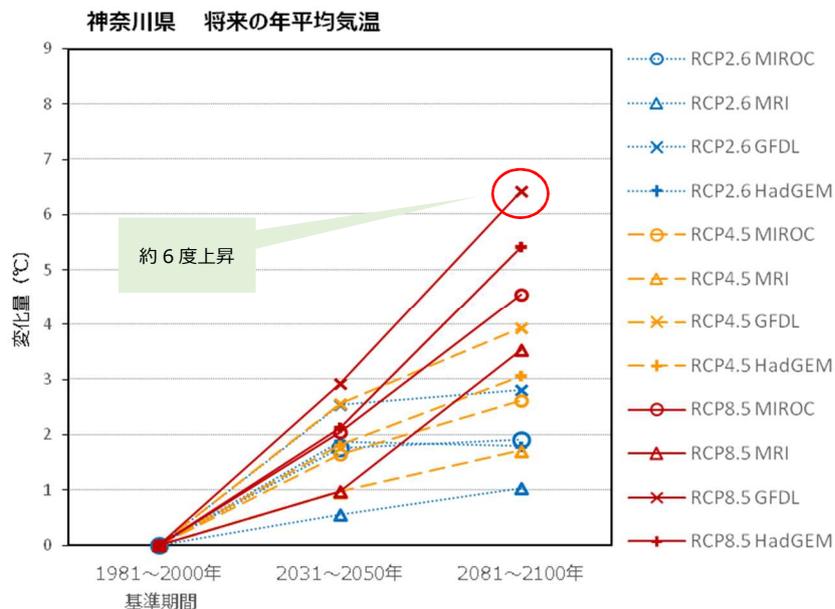


図4-19：神奈川県の将来の平均気温（出典：気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト A-PLAT）

(3) 将来の年降水量の変化

本市を含む神奈川県では、今後100年で、滝のように降る雨（1時間降水量50mm以上）の発生が約2倍になると予想されており、大雨による災害の発生等が懸念されます。

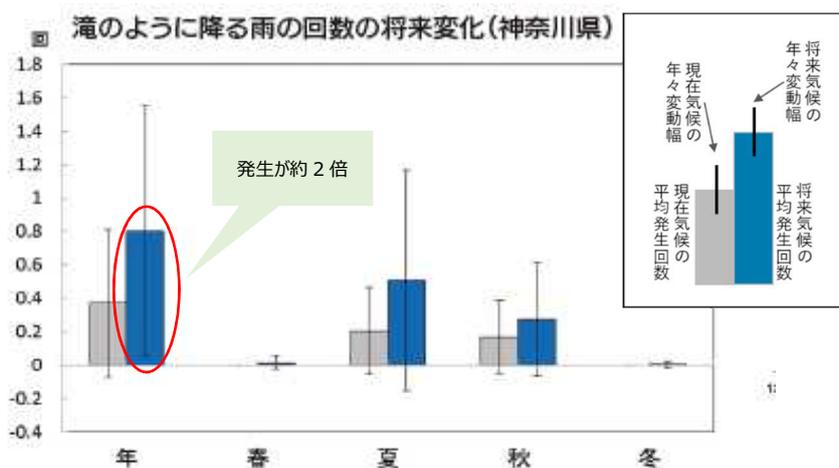
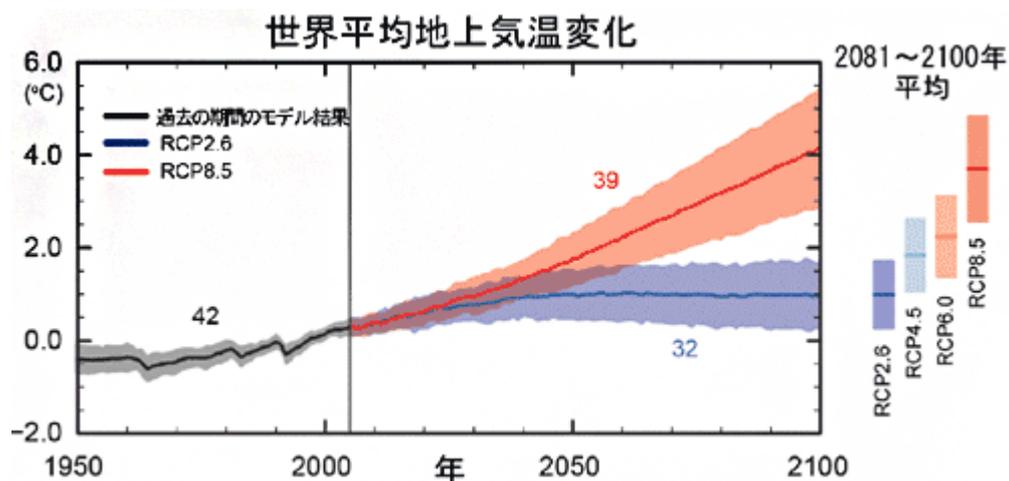


図4-20：滝のように降る雨の回数の将来変化（神奈川県）（出典：神奈川県の21世紀末の気候（横浜気象台））

RCP シナリオ とは

気候変動に関する政府間パネル（IPCC）により、政策的な温室効果ガスの緩和策を前提として、将来の温室効果ガス安定化レベルとそこに至るまでの経路のうち代表的なものを選んだシナリオが作られました。このシナリオをRCP（Representative Concentration Pathways）シナリオといいます。

RCP シナリオは大気中の温室効果ガスの濃度が放射強制力に与える影響の大きさをもとに特徴づけられ、それぞれ RCP8.5（高位参照シナリオ）、RCP6.0（高位安定化シナリオ）、RCP4.5（中位安定化シナリオ）、RCP2.6（低位安定化シナリオ）と呼ばれ、産業革命以前と比較した今世紀末の放射強制力の目安がそれぞれ 8.5W/m^2 、 6.0W/m^2 、 4.5W/m^2 、 2.6W/m^2 となるシナリオに対応しています。



基準年（1986年から2005年の平均気温）に比べての気温変化（単位：度）

シナリオ	2046~2065年		2081~2100年	
	平均	可能性の高い範囲	平均	可能性の高い範囲
RCP8.5	2.0	1.4~2.6	3.7	2.6~4.8
RCP6.0	1.3	0.8~1.8	2.2	1.4~3.1
RCP4.5	1.4	0.9~2.0	1.8	1.1~2.6
RCP2.6	1.0	0.4~1.6	1.0	0.3~1.7

出典：気候変動影響評価報告書

(4) 適応に対する基本的な考え方

本市の地域特性を考慮して気候変動への適応を進めていくにあたって、以下の観点から、今後本市が重点的に取り組む項目を選定しました。

- ① 本市において、気候変動によると考えられる影響が既に生じている、あるいは本市の地域特性を踏まえて重要と考えられる項目。
- ② 国の「日本における気候変動による影響の評価に関する報告と今後の課題について（意見具申）」において、「重大性」、「緊急性」、「確信度」が特に大きい、あるいは高いと評価されている項目。

分野	大項目	項目	国の評価			選定理由
			重大性	緊急性	確信度	
農業・林業・水産業	農業	病害虫	特に大きい	高い	高い	①、②
自然災害・沿岸域	河川	洪水氾濫の発生	特に大きい	高い	高い	②※
健康	暑熱	気温上昇による超過死亡	特に大きい	高い	高い	②※
	熱中症	熱中症	特に大きい	高い	高い	①、②
山地	土石流・地すべり等	土砂災害の発生	特に大きい	高い	高い	①、②
都市インフラ・ライフライン	水道・交通等	ライフラインの寸断	特に大きい	高い	高い	①、②

※今後発生の可能性が高いと考えられるため選定。

(5) 将来の気候変動影響について

ア 病害虫

本市では、スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）による農作物への被害が確認されています。今後、気温の上昇により、その分布域の拡大が懸念されます。（出典：気候変動影響評価報告書）

イ 洪水氾濫の発生

世界や日本において、気温上昇に伴う洪水による被害の増大が予測されています。（出典：気候変動影響評価報告書）

ウ 気温上昇による超過死亡者数

本市を含む神奈川県では、熱ストレス超過死亡者数が10倍になると予測する報告もあります。

一方で、気温上昇を2℃未満に抑えることで、気温に関連した死亡の大幅な増加を抑制することが可能との報告もあります。

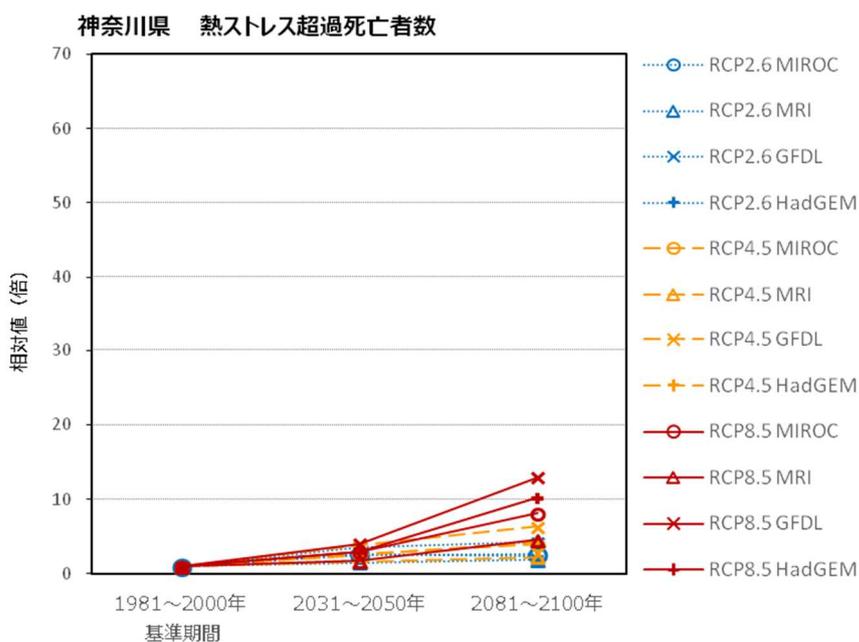


図4-21：県の熱ストレス超過死亡者数

（出典：気候変動影響評価報告書、気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト A-PLAT）

Ⅰ 熱中症

本市を含む神奈川県では、熱中症搬送者数が約 8 倍になると予測する報告もあります。

年齢別にみると、熱中症発生率の増加率は 65 歳以上の高齢者で最も大きく、将来の人口高齢化を加味すれば、その影響はより深刻と考えられます。

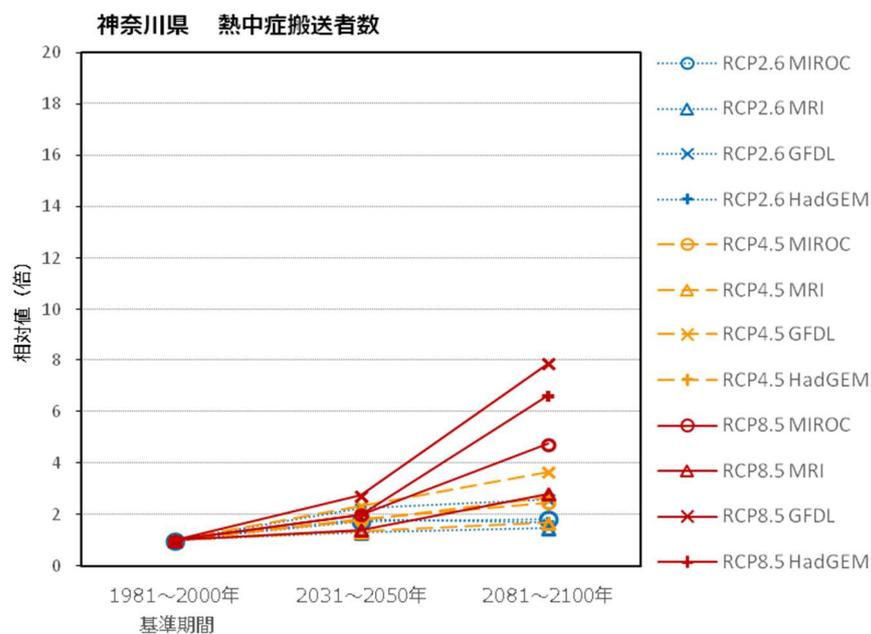


図 4 - 2 2 : 県の熱熱中症搬送者数

(出典：気候変動影響評価報告書、気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト A-PLAT)

オ 土砂災害の発生

大雨により、集中的な崩壊・がけ崩れ・土石流等が頻発する可能性があります。本市が含まれる神奈川県では、斜面崩壊発生確率が若干増加すると予測されています。

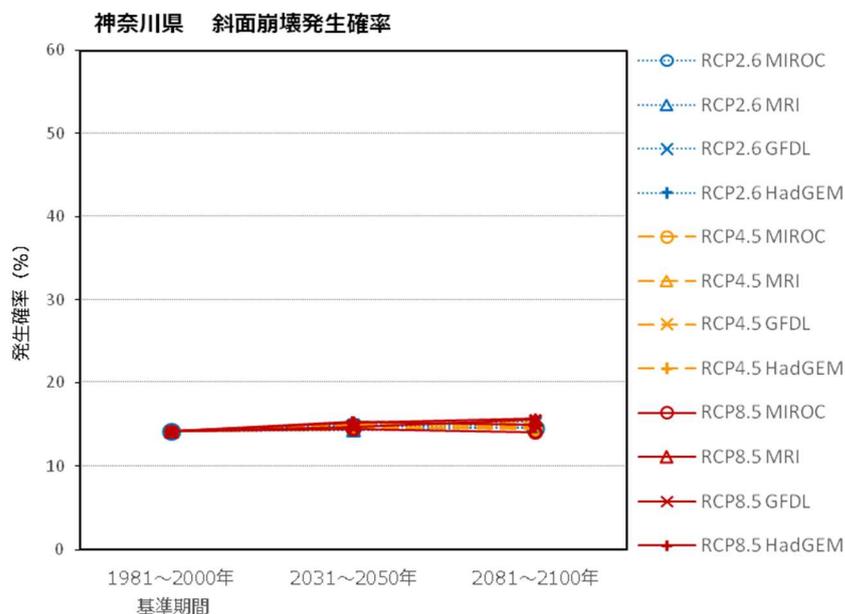


図4-23：県の斜面崩壊発生確率（出典：気候変動影響評価報告書、気候変動適応情報プラットフォームウェブサイト A-PLAT）

カ ライフラインの寸断

気候変動による短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加等が進めば、影響が増大することが懸念されています。（出典：気候変動影響評価報告書）

(6) 市の取組

項目	対策	所管課
病害虫	<ul style="list-style-type: none"> ● スクミリングガイ対策として、田植後の浅水管理や、取水口・排水口への金網設置等を啓発。 ● スクミリングガイ対策として、農業者に対し農薬の駆除剤購入を支援。 	農業振興課
洪水氾濫の発生	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 防災訓練及び防災研修会を通じて、対象地区住民に説明。 ➢ ハザードマップを活用し、洪水発生への危険周知と適切な避難行動について、啓発を実施。 ➢ 自治会に避難経路、マイタイムラインの作成支援。 ➢ 外水ハザードマップを GIS データ化し、庁内及び市ホームページで情報共有を図る。 ➢ 市民からの土のう設置要望の対応。 ● 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 冠水被害の発生状況について、県との情報共有。 ➢ 避難所の開設（地域対策部）。 ● 住宅の浸水被害が発生した場合は、建物調査及び消毒の実施。 	危機管理課
気温上昇による熱ストレス超過死亡	<ul style="list-style-type: none"> ● 市ホームページ・メール・LINE・防災無線で「暑さを避ける」「こまめに水分を補給する」「暑い時期の屋外での運動を避ける」等、熱中症予防の普及啓発及び注意喚起を継続実施（環境省の熱中症アラートを基準に実施）。 	健康づくり課
熱中症		
土砂災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 県に急傾斜地崩壊対策工事の実施の事前相談。 ➢ 防災訓練及び防災研修会を通じて、対象地区住民に説明。 ➢ ハザードマップを活用し、土砂災害の発生への危険周知と適切な避難行動について、啓発を実施。 ➢ 浸水想定区域内の住民による避難経路、マイタイムラインの作成。 ➢ GIS データを活用した庁内の情報共有。 ➢ 砂防指定区域における対策工事の連絡調整。 ● 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 冠水被害の発生状況について、県との情報共有。 	危機管理課

項目	対策	所管課
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 避難所の開設（地域対策部）。 ● 住宅被害があった場合は、被災建物調査と消毒の実施。 	
ライフラインの寸断	<ul style="list-style-type: none"> ● 予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 住民に対して家庭備蓄の普及啓発の実施。 ➤ 関係機関等との平素からの対応状況の点検、確認及び訓練の実施。 ● 応急対策 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 臨時給水の実施、発電機の貸出。 ➤ 県外自治体への応援派遣の要請。 ● 県を通じて、災害派遣の要請。 	危機管理課

各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 気候変動の影響への理解を深め、気候変動に関する情報を収集します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動における気候変動影響や、その適応策に関する理解を深めます。 ● 将来の気候変動を見据え、適応の観点を組み込んだ事業展開を検討します。

(7) 推進体制

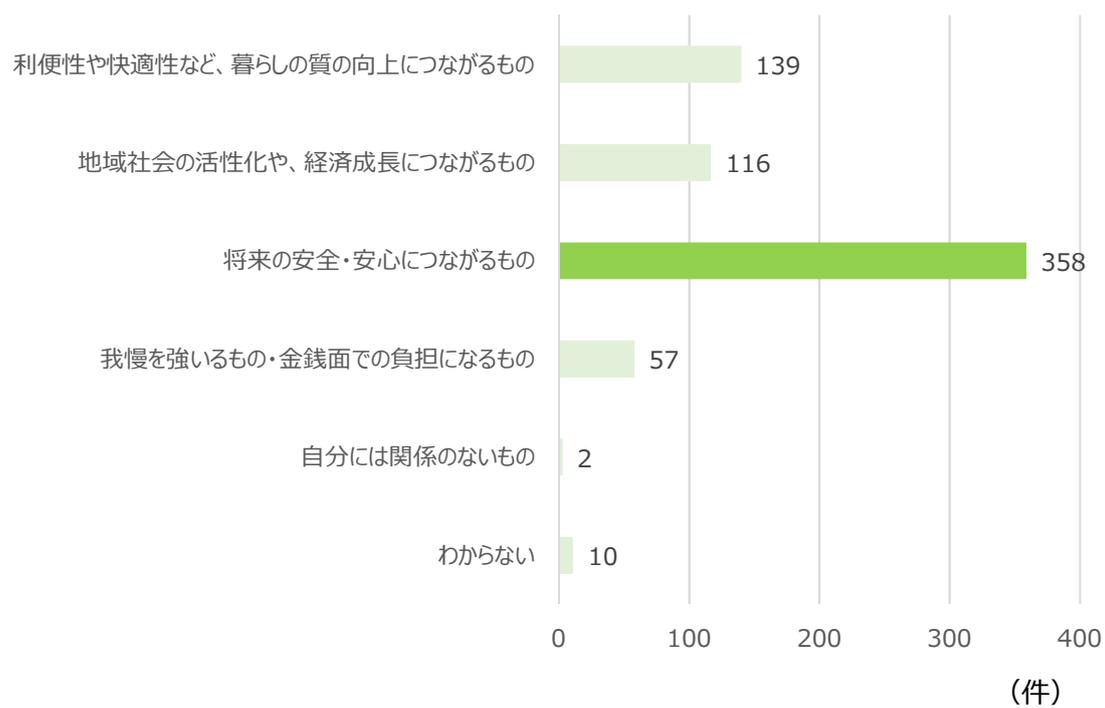
適応策の推進にあたっては、気候変動の影響やリスク等に関する最新の情報の収集や広域的な連携・対応が必要です。

神奈川県気候変動適応センター、周辺自治体等と密接に連携し、適応策を推進していきます。

環境意識アンケートより

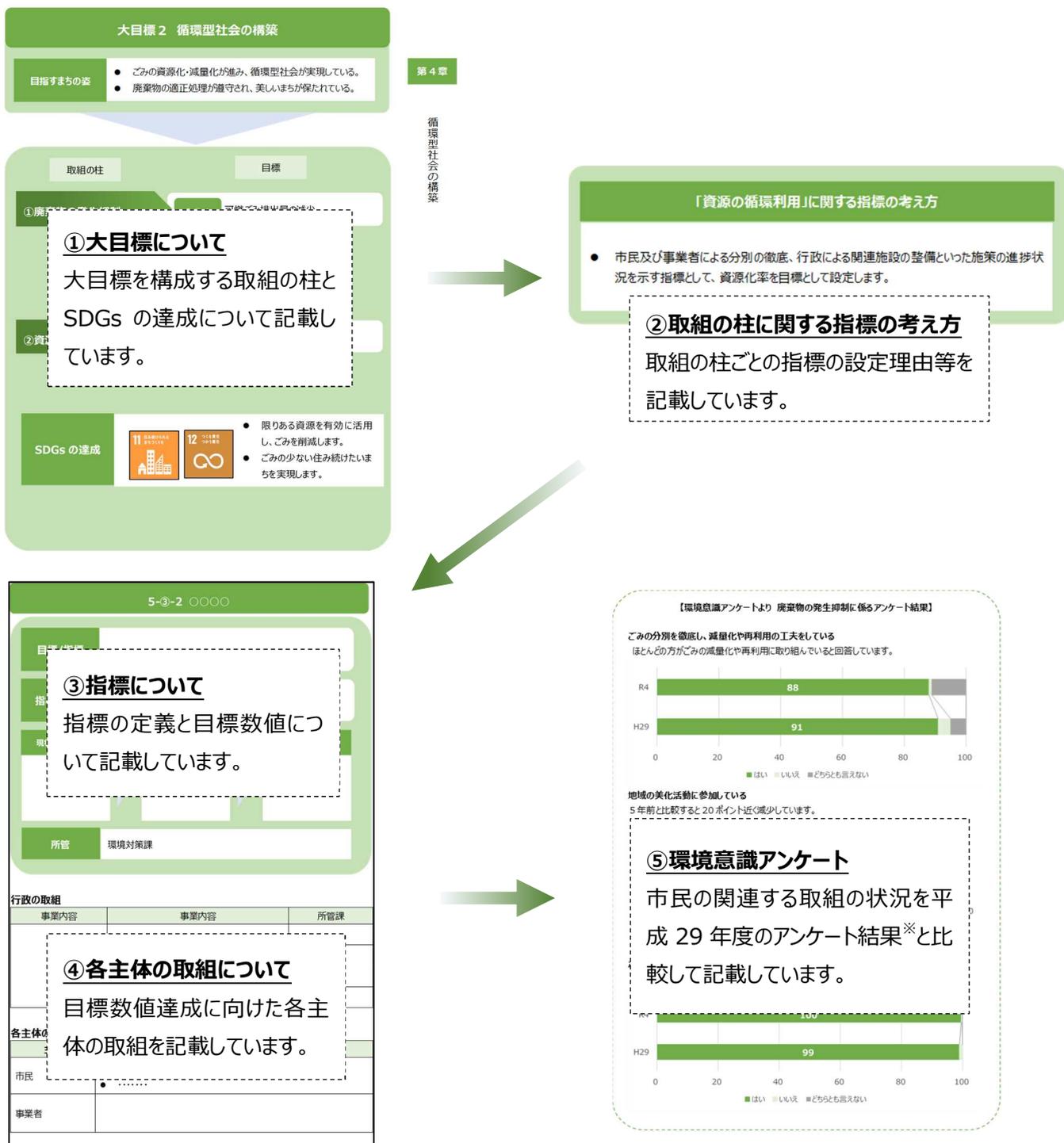
■「地球温暖化対策」の取組についてあなたの考えに近いものはどれですか。（複数回答可）

地球温暖化対策は、「将来の安全・安心につながるもの」という回答が多くを占めました。



4-2. 大目標 2～5 の構成について

- 各大目標の基本方針に基づき、主となる取組を「取組の柱」として設定します。
- 取組の柱には定量化できる指標を設け、その指標改善に向けて各主体で取組を実施します。



※H29 のアンケートで「該当しない」の回答は「どちらともいえない」に合算し集計。

大目標 2 循環型社会の構築

目指すまちの姿

- ごみの資源化・減量化が進み、循環型社会が実現している。
- ごみの適正処理が遵守され、美しいまちが保たれている。

取組の柱

目標

① 廃棄物の発生抑制

2-①-1 可燃ごみ排出量の減少

② 資源の循環利用

2-②-1 ごみの資源化率の向上

SDGs の達成



- ごみの少ない住み続けたいまちを実現します。
- 限りある資源を有効に活用し、ごみを削減します。

「ごみの発生抑制」に関する指標の考え方

- 市民・事業者により分かり易く、明確にするため、「可燃ごみ排出量」を指標としています。前計画の「焼却対象量」は粗大ごみなどから出る焼却対象も含まれていたため、市民及び事業者から排出される可燃ごみの量を対象とする「可燃ごみ排出量」を用います。

2-①-1 可燃ごみ排出量の減少



※目標年度は伊勢原市ごみ処理基本計画と整合

市の取組

事業内容	取組	所管課
ごみの減量化・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● ごみの減量化・資源化を推進する人材を育成し、地域での自主的な取組への支援を行います。特に自治会との連携、協力体制を整えるため、働きかけを行います。 	環境美化センター

事業内容	取組	所管課
ごみの減量化・資源化の推進	● 生ごみの水切りの効果を推奨する PR 活動を行います。	環境美化センター
	● 草木類の資源化や生ごみ処理機器などの購入費補助を推進します。	環境美化センター
	● 不要なものは買わないなど、3R のライフスタイルを促進し、家庭ごみの排出抑制について啓発を行います。	環境美化センター
	● 事業者に対してごみ減量化を促すとともに、特に多量排出事業者に対しては、減量化計画書の提出を求め、減量化・資源化への取組を要請していきます。	環境美化センター
はだのクリーンセンターの環境に配慮した適切な運営	● ごみ焼却で発生する熱エネルギーを利用した発電など、はだのクリーンセンターの機能をいかした効率的な運営を実施します（秦野市、秦野市伊勢原市環境衛生組合と連携）。	環境美化センター
公共事業における環境に配慮した適正処理	● 公共事業における建設廃棄物の再利用や適正処理などを実施します。	公共事業執行所管
生活環境美化	● 不法投棄の防止に関する意識啓発を行うとともに、施設敷地内のパトロールを行い、悪質な不法投棄に対しては厳正に対応します。	各施設管理者

各主体の取組

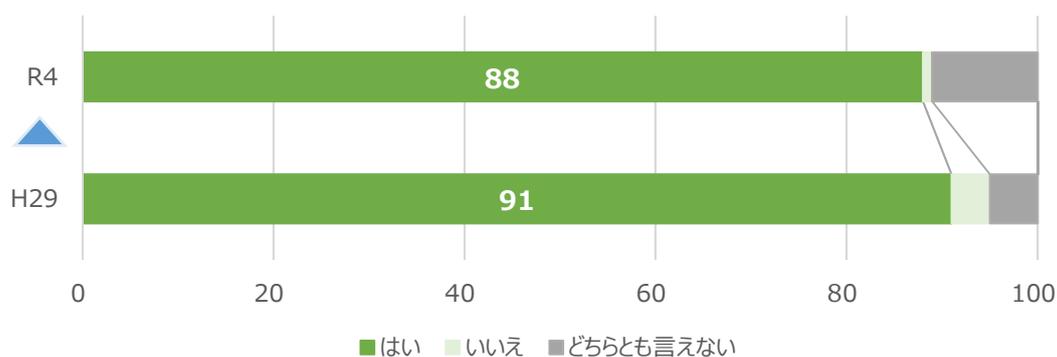
主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 生ごみの水切り、不要なものは買わない等により、家庭ごみの減量を実践します。 ● ごみ減量化に係る出前講座やごみ処理施設の見学などに積極的に参加します。 ● 食品ロスとならないよう、計画的な買い物を実践します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動に伴うごみは、自らの責任において適正に処理するとともに、減量化を積極的に推進します。 ● 再生利用を積極的に行い、石油由来の製品を購入（使用）しないなど、ごみ減量化・資源化に努めます。 ● 物の製造・加工・販売などを行う場合、石油由来の製品の購入（使

	<p>用) を控え、その製品がごみとなった場合の処理の困難性について評価を行い、適正処理ができるような製品開発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none">● 事業所において製造・販売した製品については情報提供及び自主回収などの対策を講じ、適正な処理に努めます。
--	---

【環境意識アンケートより 廃棄物の発生抑制に係るアンケート結果】

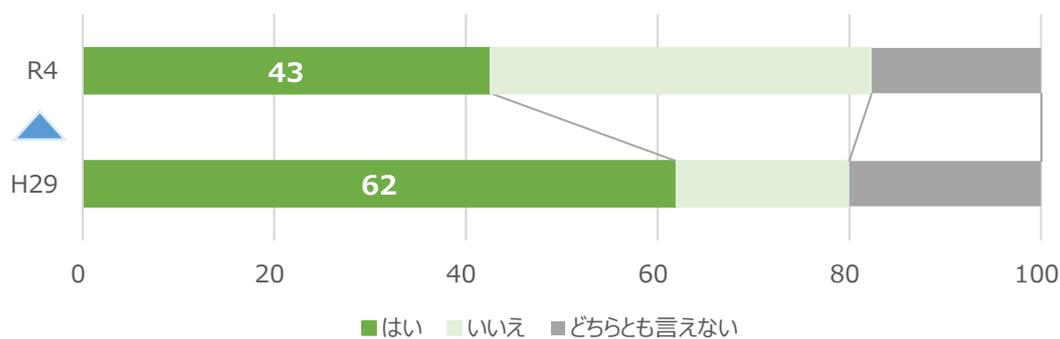
ごみの分別を徹底し、減量化や再利用の工夫をしている

ほとんどの方がごみの減量化や再利用に取り組んでいると回答しています。



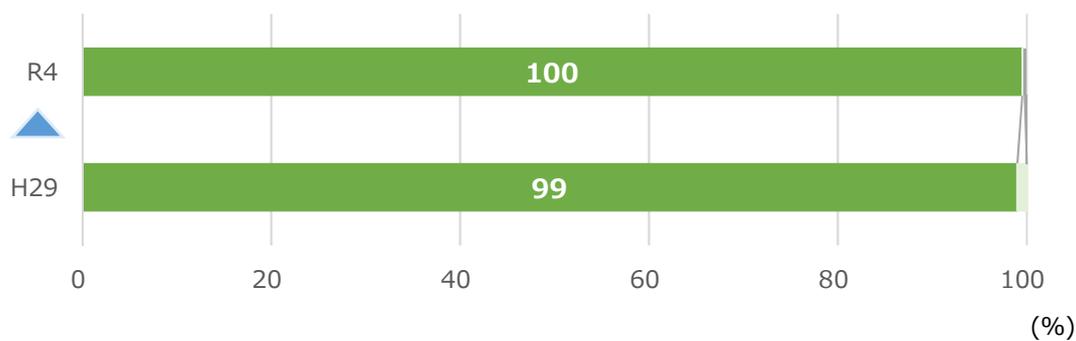
地域の美化活動に参加している

5年前と比較すると20ポイント近く減少しています。



ポイ捨てをしないようにしている

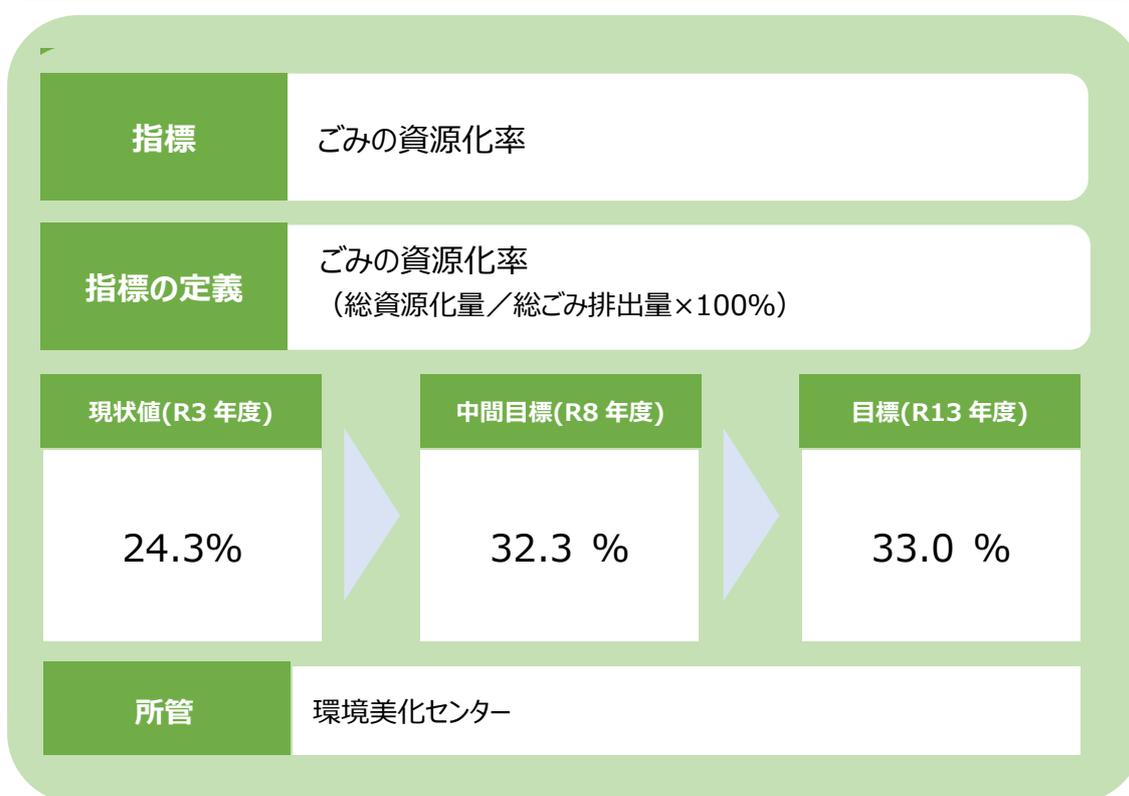
ほとんど全ての方がポイ捨てはしないと回答しています。



「資源の循環利用」に関する指標の考え方

- 市民及び事業者による分別の徹底、行政による関連施設の整備といった施策の進捗状況を示す指標として、資源化率を設定します。

2-②-1 ごみの資源化率の向上



※目標年度は伊勢原市ごみ処理基本計画と整合

市の取組

事業内容	取組	所管課
資源化率の向上	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間事業者との連携による布団のマテリアルリサイクル事業を継続して推進します。 ● 草木類の資源化の更なる促進を図るため、自治会単位での専用収集場所の設置を進めるとともに、木質系粗大ごみの資源化事業を継続し、更なる資源化を検討します。 	環境美化センター

事業内容	取組	所管課
資源化率の向上	● 生ごみ処理機器の購入費補助を通して、減量化を促進します。	環境美化センター
	● 使用済み小型家電などに使用されるレアメタルなどの回収を福祉事業所と連携を図りながら推進します。	環境美化センター
	● 容器包装プラスチック、ペットボトルやガラスびんの中間処理及び保管のための施設として、資源リサイクルセンターの管理運営を行うとともに、新たな管理運営手法を検討します。	環境美化センター
	● プラスチックの資源循環を含めた、更なるプラスチックの分別、資源化を視野にいた、包括的な資源循環体制の強化に努めます。	環境美化センター

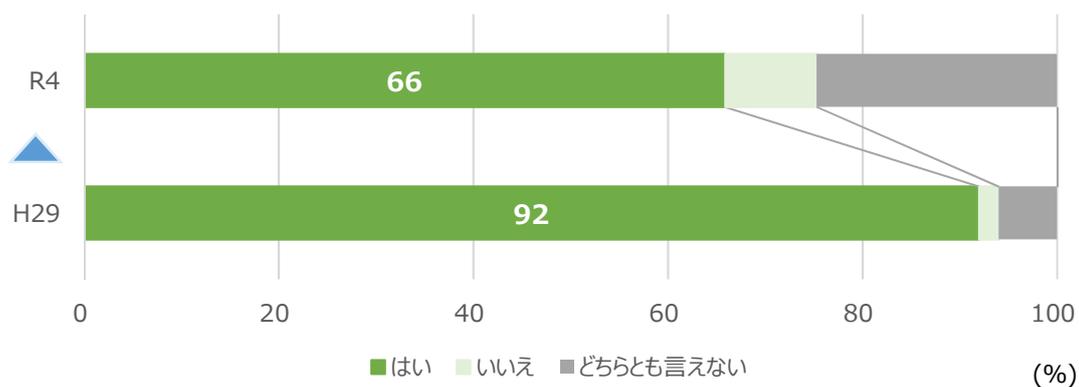
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 堆肥作り等により生ごみの資源化に努めます。 ● 草木類の資源化に努めます。 ● 分別に関する知識や技術の習得に向け、講習会や地域のイベントへの積極的な参加・協力を心懸けます。 ● リサイクル、リユース製品を購入します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 資源の再利用、再生利用への意識向上に向けて、従業員に対する研修を実施します。 ● 再利用できる製品の販売促進や、リサイクル資源を利用した製品開発を推進します。 ● 食品廃棄物を飼料や肥料などへの再生利用を推進することにより、食品循環資源の有効活用に努めます。

【環境意識アンケートより 資源の循環利用に係るアンケート結果】

不要品はリサイクルするようにしている

6割以上の方が「リサイクルをしている」と回答していますが、5年前と比較すると減少しています。



大目標 3 快適な生活環境の保全

目指すまちの姿

- 身近な生活環境や自然環境を大切に、きれいで快適なまちが保たれている。

取組の柱

目標

①公害対策

3-①-1

公害対策の推進

②まちの生活環境の維持向上

3-②-1

大気環境の保全・維持

3-②-2

河川の水質維持

3-②-3

公共下水道の普及

③まちのみどり創出

3-③-1

都市公園等の整備推進

3-③-2

都市公園等の利活用促進

④公共交通機関の利用促進等の環境にやさしい交通手段

3-④-1

公共交通の利用者数の維持

SDGs の達成



- 排水や化学物質による汚染から水環境を守ります。
- 公害や大気汚染のない住み続けたいまちを実現します。

「公害対策」に関する指標の考え方

- 公害苦情件数は、市民の暮らしの快適度を示すものとなっているため、公害苦情件数の低減を指標として位置づけます。関係法令に基づき、事業所への規制遵守の指導や啓発等を実施することにより、前年度比減を目指します。

3-①-1 公害対策の推進



市の取組

事業内容	取組	所管課
工場・事業場・建設作業の騒音振動対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所や建設作業による騒音、振動について、騒音規制法や振動規制法、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制遵守の指導を継続します。 	環境対策課

事業内容	取組	所管課
交通騒音、振動対策	<ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法や振動規制法に基づき、必要に応じて道路騒音や振動測定を行い、要請限度を超過する場合は、道路管理者に舗装改良等の緩和措置を要請します。 	環境対策課
悪臭防止対策	<ul style="list-style-type: none"> 事業所からの悪臭について、悪臭防止法や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、規制遵守の指導を継続します。 	環境対策課
近隣住民への配慮要請	<ul style="list-style-type: none"> 事業所等に関して、関係法令の規制対象外となる騒音や振動、悪臭等について、市に苦情等が寄せられた場合は、必要に応じて、近隣住民へ配慮要請を行います。 	環境対策課
化学物質の使用抑制と適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質の環境リスクに関して、情報収集及び啓発に努めるとともに、公共施設においては、率先して化学物質の使用低減に努めます。 	環境対策課 施設管理者
農薬の適正使用に関する周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関と連携し、農地や公園などにおける農薬の適正な使用について、周知啓発をします。 	農業振興課 環境対策課
地下水と土壌の監視	<ul style="list-style-type: none"> 水道法等に基づき、飲用に供する地下水の衛生管理を指導します。そのほか、神奈川県が実施する地下水常時監視の結果や土壌汚染対策法に基づく土壌汚染区域の指定状況など、神奈川県の取り組みについて、注視します。 	環境対策課

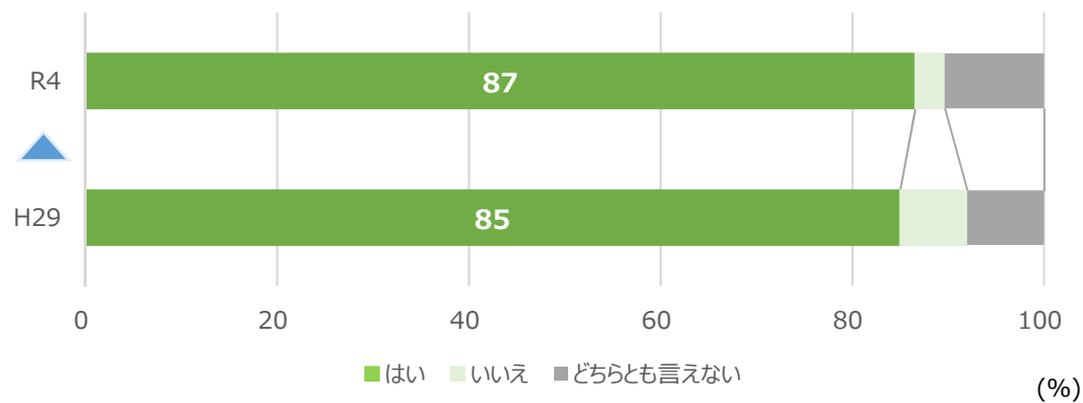
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> 生活環境の保全等のため、事業所等から発生する公害について、市に情報提供を行います。 日頃より近隣とコミュニケーションをとり、生活騒音等の配慮に努めます。 適正使用の上で、環境負荷の少ない化学物質の使用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の規制基準を遵守するとともに、公害に関する苦情が寄せられた場合は、関係機関と連携し、真摯に対応を図ります。 適正使用の上で、環境負荷の少ない化学物質の使用に努めます。

【環境意識アンケートより 公害対策の推進に係るアンケート結果】

近隣への音の配慮を日頃から心掛けている

ほとんどの方が「はい」と回答しており、近隣への配慮を心掛けていることが分かります。



第4章

快適な生活環境の保全

「まちの生活環境の維持向上」に関する指標の考え方

- 市内における大気測定に係る代表的な物質に関しての環境基準は達成している状況ですが、現状を維持するとともに、さらなる低減に努めるため、指標としました。
- 河川の汚れの指標となる BOD（生物化学的酸素要求量）を継続的に測定し、環境基準の適合状況を監視することにより、河川の水質維持を確認することができるため、指標としました。
- 河川 BOD の推移と公共下水道の普及率向上は、相関関係が見られることから、公共下水道の普及率の向上を指標としました。

3-②-1 大気環境の保全・維持

指標

大気汚染に係る 3 物質の環境基準の達成状況

指標の定義

大気汚染に係る 3 物質（二酸化窒素 NO₂、浮遊粒子状物質 SPM、微小粒子状物質 PM_{2.5}）について、環境基準を達成した項目数

現状値(R3 年度)

全項目達成

中間目標(R9 年度)

全項目達成

目標(R14 年度)

全項目達成

所管

環境対策課

市の取組

事業内容	取組	所管課
電動車等の普及促進	<ul style="list-style-type: none"> EV カーシェアリング等により電動車等の利用を促進します。市役所においても、率先して電動車等を導入します。 	管財契約検査課 環境対策課
エコドライブの推進	<ul style="list-style-type: none"> アイドリングストップや急発進、急加速をしないなどエコドライブの普及啓発を行います。公用車の運転時には、率先してエコドライブを実践します。通勤には、徒歩、自転車、公共交通の利用促進を働き掛けると共に、マイカー通勤する職員に対しても、エコドライブの実践を働きかけます。 	管財契約検査課 (各公用車管理者) 環境対策課
大気汚染状況の監視	<ul style="list-style-type: none"> 神奈川県と連携し、環境基準が定められている物質などの大気中の濃度を監視します。また、広域幹線道路の供用開始に伴う大気への影響を注視します。 	環境対策課
屋外における焼却行為に対する指導	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律や神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、屋外における焼却や違法な焼却施設の使用に対し指導を行います。 	環境美化センター 環境対策課
事業所への立入調査	<ul style="list-style-type: none"> 事業所の大気汚染物質排出状況の指導、監視を行うため、関係機関と連携し、立入調査などを実施します。 	環境対策課
放射能に関する調査に関する情報収集及び市民周知	<ul style="list-style-type: none"> 国や神奈川県が行う放射能に関する調査結果について注視するとともに、必要に応じてホームページへの掲載などを行います。 	環境対策課
	<ul style="list-style-type: none"> 身近な場所における放射性物質による汚染に対する不安解消のため、市民団体と協働して放射線量計の貸出を行います。 	環境対策課

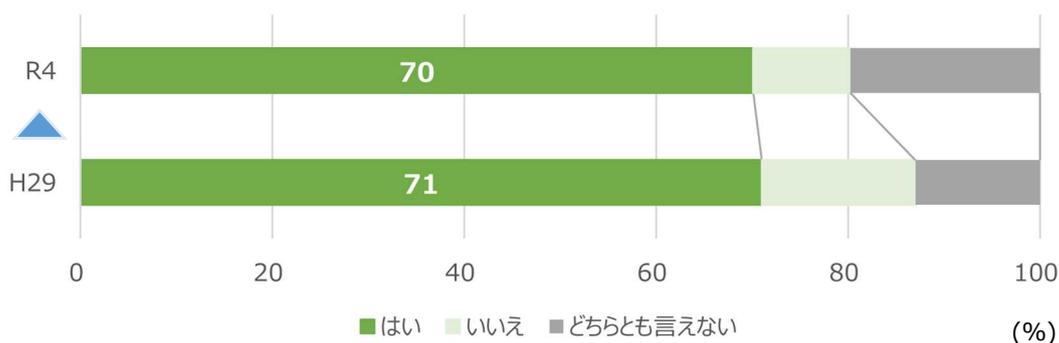
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● エコドライブの実施に努めます。 ● 家庭ごみの焼却はせず、所定の収集場所に出します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 関係法令の規制基準を遵守するとともに、違法な焼却炉による焼却行為を行いません。 ● 農林業者が自己の農業又は林業の作業に伴い行う軽微な焼却など、例外として認められている焼却行為であっても、周辺的生活環境に影響を及ぼすことのないよう、努めます。

【環境意識アンケートより まちの生活環境の維持向上に係るアンケート結果】

エコドライブを心掛けている

7割以上の方が、エコドライブを心掛けていると回答しています。



3-②-2 河川の水質維持



市の取組

事業内容	取組	所管課
合併処理浄化槽設置補助金制度を通じた補助金交付	● 下水道事業計画区域外において、単独処理浄化槽又はくみ取便所から合併処理浄化槽への転換促進を図るため、補助金を交付します。	環境対策課
浄化槽の適正管理に関する啓発	● 浄化槽法に基づく浄化槽の保守点検や清掃の義務、法定検査の受検について、関係機関と連携し、浄化槽の適正管理に関する啓発を図ります。	環境対策課
河川の水質維持に関する啓発	● 河川水質を維持するため、水質汚濁の原因となる使用済油の適正な処理や合成洗剤の使用抑制、石けん使用促進など、河川の水質維持に向けた啓発を行います。	環境対策課
事業所への立入検査	● 事業所から公共用水域への排水に対する規制、監視のため、関係機関と連携して、立入調査を実施します。	環境対策課

事業内容	取組	所管課
河川水質調査	<ul style="list-style-type: none"> 市内 10 河川の水質について、環境基準の適合状況を確認するため、河川水質調査を実施し、河川水質の監視を行います。 	環境対策課

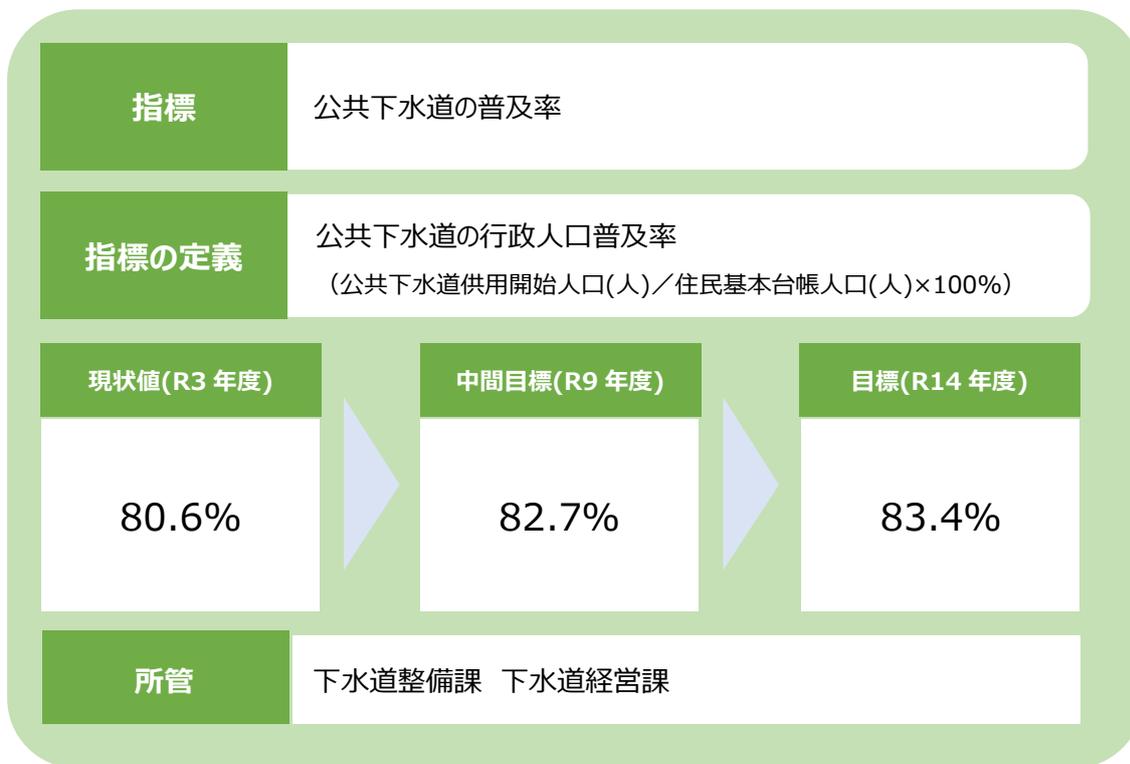
第4章

各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> 生活系雑排水対策のため、下水道に早期に接続するとともに、合併処理浄化槽への転換促進を図ります。また、合成洗剤の使用抑制を図るとともに、石けんの使用に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 関係法令の規制基準を遵守するとともに、油や薬品等が河川へ流出しないよう、水質事故の未然防止対策を図ります。なお、水質事故が発生した場合は、関係機関へ連絡するとともに、被害が最小限となるよう、速やかに措置を講じます。

快適な生活環境の保全

3-②-3 公共下水道の普及



市の取組

事業内容	取組	所管課
公共下水道の整備	● 下水道事業計画に基づく公共下水道の整備を実施し、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を進めます。	下水道整備課
	● 下水道整備済区域内の工場、事業場及び家庭の下水道への接続を促します。	下水道経営課
水の循環利用の推進	● 下水処理水を再生水として終末処理場施設で利用を進めます。	下水道整備課 下水道施設担当
	● 宅地内などでの雨水浸透ます、浸透トレncyなどの雨水浸透施設の設置を推進します。	下水道経営課

各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none">● 公共下水道の供用開始告示後に、早期に下水道へ接続します。● 市外化調整区域では、合併処理浄化槽へ転換し、生活雑排水の未処理放流を防ぎます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">● 公共下水道の供用開始告示後に、早期に下水道へ接続します。● 市街化調整区域では、合併処理浄化槽へ転換し、生活雑排水の未処理放流を防ぎます。

第4章

快適な生活環境の保全

「まちのみどり創出」に関する指標の考え方

- 都市の貴重な環境基盤である公園や緑地は、「多様な生物の生息・生育」、「緑によるヒートアイランド現象の緩和」、「雨水貯留浸透」、「火災の延焼防止」、「心豊かにする景観形成」など、様々な機能を持ったオープンスペースです。
- 公園・緑地に対する多様化するニーズ（コミュニティ形成、健康増進、こども・子育て支援、地域経済の活性化、社会貢献活動、歴史・文化の継承等）に応じて、多様な主体で「共に育て共に創る」ことを目指します。

3-③-1 都市公園等の整備推進



市の取組

事業内容	取組	所管課
まちのみどり創出と公園整備の推進	● 産業用地の創出をはじめとする大規模開発に伴い新たな公園整備を推進します。	みどり公園課
	● 神奈川県で整備を進めている県立いせはら塔の山緑地公園について、事業の推進を図ります。	国県事業対策課
	● 緑化推進基準の運用により、開発に伴う緑地の減少を緩和します。	みどり公園課

3-③-2 都市公園等の利活用促進



第4章

快適な生活環境の保全

市の取組

事業内容	取組	所管課
まちのみどり創出と公園の利活用	● 市民の森ふじやま公園などの既存公園の利活用を促進します。	みどり公園課
	● 花いっぱい運動を推進し、学校や協力団体などへ花苗の配布を行います。	みどり公園課
	● 保存樹木、保存樹林を指定して奨励金を交付し、保全に努めます。	みどり公園課
水辺の空間整備の推進	● 市街地とその周辺に連なる緑の連続性を確保するため、河川護岸遊歩道の管理を地域住民とともに進めます。	みどり公園課

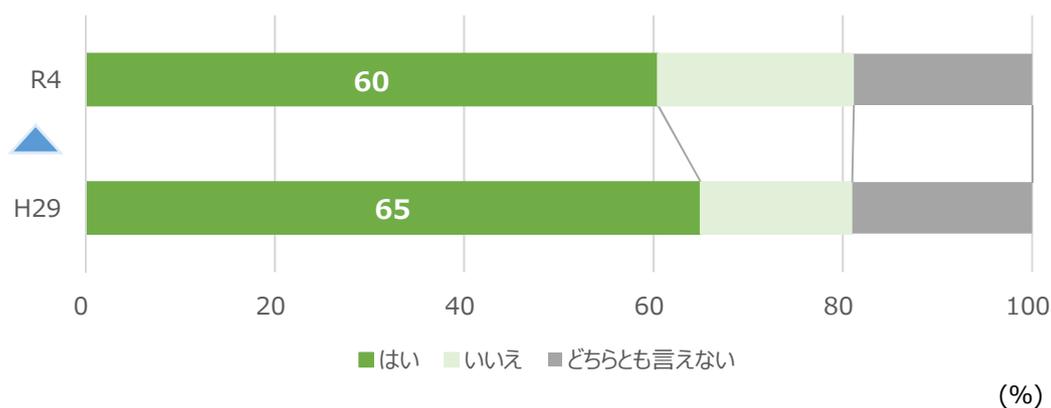
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 宅地内を積極的に緑化し、適切に管理を行います。 ● 公園や公共空間などの清掃や花植活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所敷地内を積極的に緑化し、適切に管理を行います。 ● 公園や緑地の整備、管理に協力します。 ● 公園や公共空間などの清掃や花植活動に参加します。

【環境意識アンケートより まちのみどり創出に係るアンケート結果】

庭や生け垣の緑化に努めている

6割以上の方が、緑化に努めていると回答しています。



「公共交通機関の利用促進等の環境にやさしい交通手段」に関する指標の考え方

- 現状の公共交通の利用者の維持に努め、人流にかかる環境負荷の軽減を目指します。
(※コロナ収束後の利用者数を推計し計上)

3-④-1 公共交通の利用者数の維持

指標	公共交通の利用者数				
指標の定義	路線バス、タクシーの年間の輸送人員				
現状値(R3年度)	7,284,722人	中間目標(R9年度)	8,450,000人	目標(R14年度)	8,450,000人
所管	都市政策課				

市の取組

事業内容	取組	所管課
公共交通の維持・充実	● 現状の地域公共交通ネットワークの維持・充実を図ります。	都市政策課
	● 公共交通のバリアフリー化を推進します。	都市政策課
	● 公共交通の利用促進の取組を推進します。	都市政策課
	● スマートモビリティ社会に対応した交通モードの展開について調査・研究を行います。	都市政策課

各主体の取組

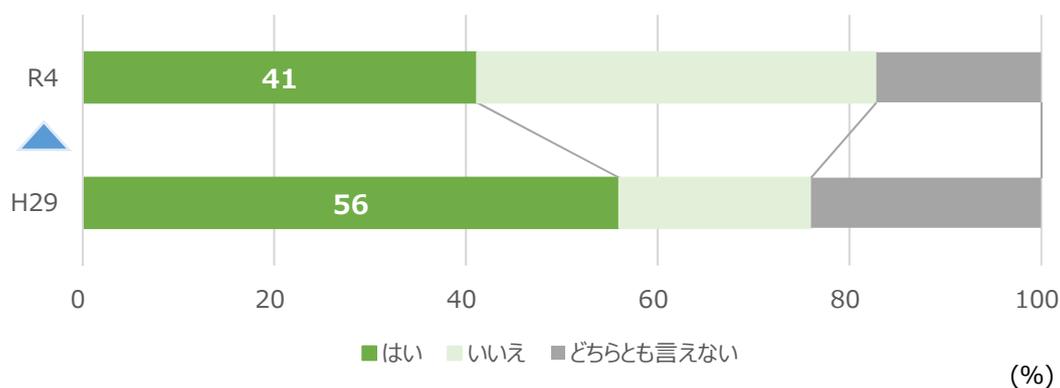
主体	取組
市民	● 公共交通への理解を深めます。
事業者	● 現状の公共交通の維持と充実に取組みます。 ● 公共交通のバリアフリー化を推進します。

第4章

【環境意識アンケートより 環境にやさしい交通手段への転換に係るアンケート結果】

通勤・通学は自動車以外の手段を利用している

5年前と比較して10ポイント以上「はい」と答えた方が減少しています。



大目標4 豊かな自然環境との共生

目指すまちの姿

- 森林資源の整備により、CO2 吸収が進むとともに、生態系が保全されている。
- 農地の集積が進み、環境に優しい農業を営んでいる。

取組の柱

目標

①森林の管理・保全

4-①-1 森林施業面積の増加

②農地の活用・保全

4-②-1 農地利用集積の促進

4-②-2 環境保全型農業の推進

③生物多様性

4-③-1 生物多様性の意識向上

SDGs の達成



- 森林の持続可能な管理をすすめ、山と森を守ります。
- 持続可能な食料生産の仕組みをつくります。

「森林の管理・保全」に関する指標の考え方

- 森林の管理、保全は、自然環境や生態系の保全にとって不可欠です。このため、森林の育成に欠かせない間伐などの森林整備状況である、森林施業面積を指標とします。

4-①-1 森林施業面積の増加



市の取組

事業内容	取組	所管課
林業基盤整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 水源の森林エリア内における森林施業において、作業を効率化し、林業経営の安定化や森林保全を図るうえで、作業路の整備が急務となっていることから、水源の森林エリア内における水源作業路の整備を進めます。 	農業振興課農林整備担当

事業内容	取組	所管課
林業基盤整備事業	● 森林整備計画に基づき、森林整備（作業路、間伐枝打など）を行います。	農業振興課農林整備担当
	● 森林組合の取組を技術面、財政面において支援を行います。	農業振興課農林整備担当
	● 市有施設の整備には、可能な限り神奈川県産木材を利用した方法を採用します。	各施設管理者

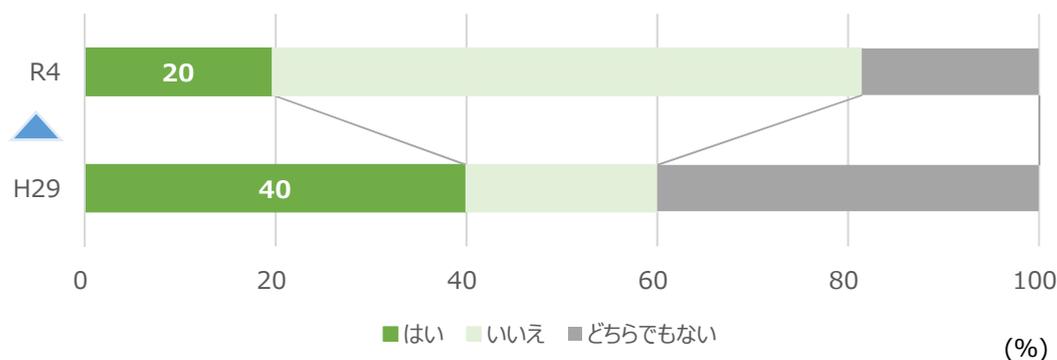
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 林業体験等の森林、里山と触れ合えるイベントに積極的に参加します。 ● 森林里山でのハイキング等を利用した自然体験により、自然への理解を深めます。 ● 神奈川県産の木材を利用した商品を購入します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 様々な林業体験や自然観察などのイベントに積極的に参加します。 ● 事業所の周辺における植林を推進するとともに、森林里山の維持、管理に努めます。 ● 神奈川県産の木材の使用を心がけるとともに、地元木材を利用した商品の開発に努めます。

【環境意識アンケートより 森林の管理・保全に係るアンケート結果】

環境保全活動や自然観察、農業体験などに参加している

2割の人が参加していると回答していますが、5年前からは参加者の割合は減少しています。



「農地の保全・活用」に関する指標の考え方

- 農地を適切に保全し継続的に活用するため、効率性や生産性を高めて農業の担い手を確保するための「農地利用集積の促進」と、安全・安心で環境に優しい有機農業等を促進するための「環境保全型農業の推進」を指標とします。

4-②-1 農地利用集積の促進



市の取組

事業内容	取組	所管課
地域計画の推進	● 地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定し、担い手へ農地の集積・集約化を推進します。	農業振興課
農地中間管理事業	● 農地の規模を縮小したい人と、規模の拡大や農業参入したい人をマッチングする農地中間管理事業を推進します。	農業振興課

事業内容	取組	所管課
新規就農者育成総合対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 経営発展のための機械・施設等の導入や、経営開始に向けた財政的な援助などを通じて、新たに就農を目指す人の育成を図ります。 	農業振興課

第4章

各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地元で生産される新鮮で安全・安心な農畜産物を地域で消費する「地産地消」に対する理解を深め、地場産の農畜産物を積極的に購入します。 ● 農業や農地が地域にもたらす良好な自然環境や景観、水源のかん養や地球温暖化の防止など、多面的な機能を享受していることに対する意識向上を図ります。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の農地を守り、生産性の向上や合理化を図るため、農地の出し手及び担い手に関する情報を提供・共有するとともに、農地の集積・集約化に協力します。

4-②-2 環境保全型農業の推進



市の取組

事業内容	取組	所管課
環境保全型農業推進事業	<ul style="list-style-type: none"> みどりの食料システム戦略に基づき、化学肥料・化学合成農薬の使用低減や有機農業に取り組む環境保全型農業を推進するため、交付金の活用等を通じた農業者への支援に取り組めます。 	農業振興課

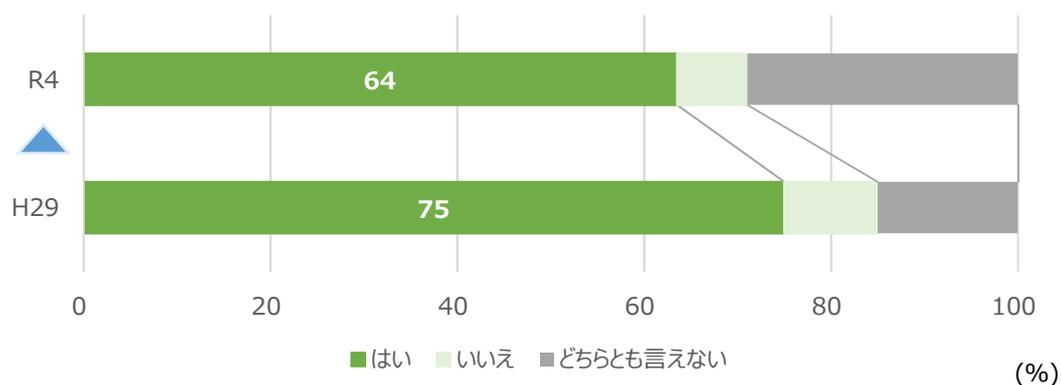
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業等で生産された安全・安心で環境に優しい農産物への理解を深め、積極的な購入等に対する意識向上を醸成します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 有機農業等の生産技術向上や、取組に賛同する農業者を増やすことによる規模の拡大や、販路の確保・円滑な流通などの好循環を生み出し、経営の安定化を図ります。

【環境意識アンケートより 農地の保全・活用に係るアンケート結果】

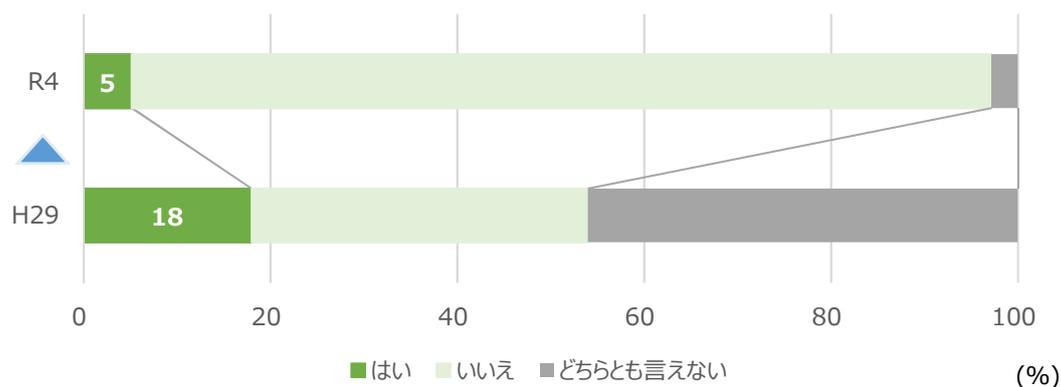
地場産の農畜産物を購入している

6割以上の方が購入意識を持っていますが、5年前からは1割程度減少しています。



市民農園、みかんの木オーナー制度に参加している

参加者は5年前と比べて10%以上減少しています。



「生物多様性」に関する指標の考え方

- 地球上に生息している 3000 万種もの生きものが、異なる環境の中でつながり調和している「生物多様性」の重要性を理解し、守り受け継いでいくための取組を進めます。指標として、市民アンケートによる意識調査の結果を用います。

4-②-3 生物多様性の意識向上

指標

「生物多様性」という言葉を知っている市民の割合

指標の定義

市民アンケートで「生物多様性」という言葉を知っていると回答した人の割合

現状値(R3 年度)

—

中間目標(R9 年度)

50%

目標(R14 年度)

60%

所管

環境対策課

市の取組

事業内容	取組	所管課
自然生態系の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 生物多様性の持つ恵みや必要性について、環境学習等を通じ、市民への啓発を図ります。 ● 各種の公害対策を通じて、様々な生物が生息できる自然環境の保持に取り組めます。 	環境対策課
森林・農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ● 森林や農地を適切に保全することにより、農林業としての役割だけでなく、水源のかん養や地球温暖化の防止のほか、生物多様性の保全などの多面的機能を発揮させます。 	農業振興課・ 農林整備担当

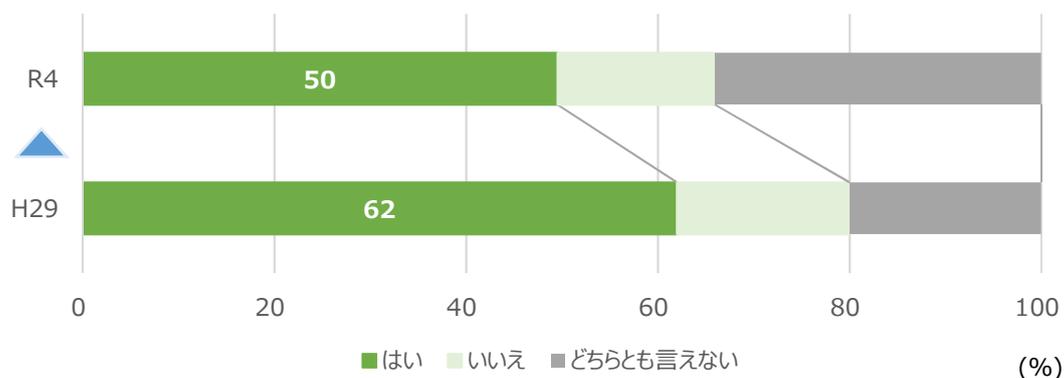
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 身近な生き物に目を向けるように意識します。 ● 地域の外来種対策や自然再生の活動に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動により生態系や自然環境に悪影響を及ぼさないよう、各種環境法令を遵守します。

【環境意識アンケートより 生物多様性の意識向上に係るアンケート結果】

自然とふれあい自然への理解や保護に努めている

約5割の人の努力が見て取れるものの、5年前からは1割程度減少しています。



大目標 5 次世代を担う人づくり

目指すまちの姿

- 脱炭素型のライフスタイルが市民に定着している。
- 幅広い世代が日常の環境問題を意識している。

取組の柱

目標

①環境学習の充実

5-①-1 環境学習の機会増加

②市民・事業者との連携連動

5-②-1 環境イベント参加人数の増加

③ライフスタイル転換の推進

5-③-1 脱炭素型のライフスタイルの定着

SDGs の達成



- 環境問題を自分事として取り組めるよう意識を高めます。
- 2050年脱炭素社会を担う人材を育成します。

「環境学習の充実」に関する指標の考え方

- 良好な環境保全を実現するためには、環境問題に対する意識の向上が必要です。そのために、環境問題に関する講演会、研修会を数多く行うことを目指します。なお、実施回数は、市が主催したものをカウントします。

5-①-1 環境学習の機会増加



市の取組

事業内容	取組	所管課
学校での環境教育の充実	● 環境学習指導員派遣制度を活用し、講師を派遣します。また、本市の職員を講師とする環境学習を積極的に実施します。	環境対策課
	● 各学校の環境学習の取組や成果を発表する機会を設けます。	環境対策課

事業内容	取組	所管課
学校での環境教育の充実	● 教職員に向けて、各学校が実施する環境教育に関連する研修や講師に関する情報提供などの支援を行います。	教育指導課 教育センター
	● 各学校に環境学習に関する資料を提供します。	教育センター 環境対策課
	● 各学校の環境教育の実施計画策定を支援します。	教育指導課
	● 公民館講座において、環境に関する講座を実施し生涯学習の機会の充実を図ります。	社会教育課

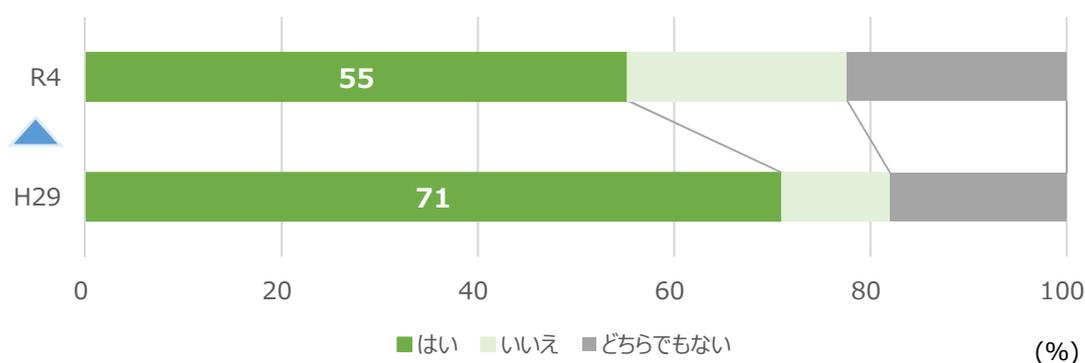
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域の環境保全活動や自然観察会等に積極的に参加します。 ● 家庭での環境教育に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業活動における環境保全の必要性について、従業員への研修を行います。 ● 市民向けの環境学習会の機会を設けます。

【環境意識アンケートより 環境教育の充実に係るアンケート結果】

家庭で環境問題について話をしている

半数近くの方が「はい」と回答していますが、5年前と比較すると割合が減少しています。



「市民・事業者との連携・連動」に関する指標の考え方

- 市民や事業者と連携し、環境情報が効果的に発信・活用されているかどうかを表す指標として、環境に関するイベント来場者数を設定します。動画やオンラインを積極的に活用し、幅広い層が参加しやすいイベントを開催します。

5-②-1 環境イベント参加人数の増加



市の取組

事業内容	取組	所管課
環境啓発イベントの開催	● 環境展、ストップ温暖化展等の環境啓発イベントを開催します	環境対策課
活動の支援	● 市民活動の拠点施設として、いせはら市民活動サポートセンターなどを活用し、環境保全に関する市民活動の促進と支援を行います。	市民協働課

事業内容	取組	所管課
活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 市民提案型、行政提案型協働事業を活用し、環境保全に関する市民活動を促進します。 	市民協働課
市民団体等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢原地区環境保全連絡協議会など、市内の事業者との連携事業を進めます。 	環境対策課
	<ul style="list-style-type: none"> ● いせはら環境ネットワークなど、市内の市民団体との連携事業を進めます。 	環境対策課

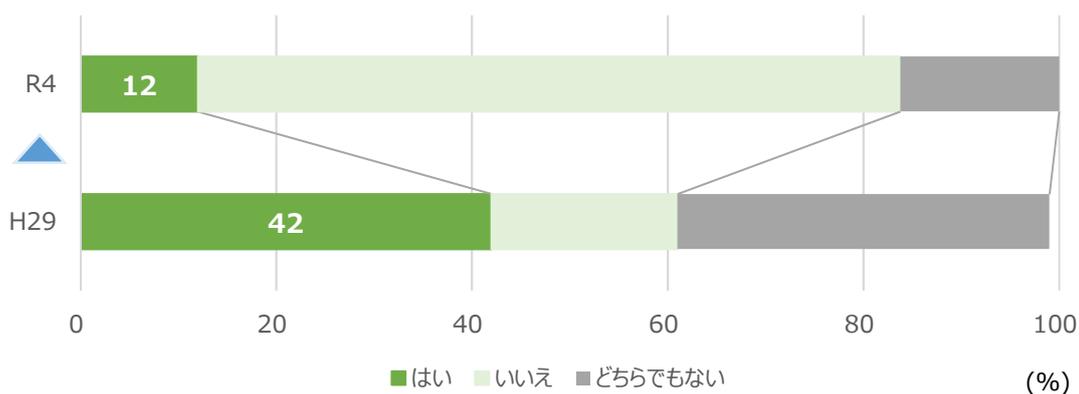
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● 環境関連のイベントに積極的に参加し、得られた情報の発信に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 自社の環境保全の取組を地域に情報発信します。

【環境意識アンケートより 市民・事業者との連携・連動に係るアンケート結果】

環境に関する催し物に参加をしている

近年はイベントの中止が続いていることで、参加している割合が減少しています。



「ライフスタイル転換の推進」に関する指標の考え方

- 温室効果ガスを削減するには、それぞれの主体が自分事としてとらえ、日ごろの心がけや行動を変えていく必要があります。カーボンニュートラルに取り組んでいる市民の割合を指標とし、COOL CHOICE を始めとした啓発を継続的に行っていきます。

5-③-1 脱炭素型のライフスタイルの定着

指標

カーボンニュートラルに取り組んでいる市民の割合

指標の定義

市民意識調査で「取り組んでいる」「どちらかといえば取り組んでいる」と回答した人の割合

現状値(R4年度)

31.7%

中間目標(R9年度)

50%

目標(R14年度)

80%

所管

環境対策課

市の取組

事業内容	取組	所管課
COOL CHOICE 普及啓発事業	● 動画や市ホームページ、SNSを活用し、COOL CHOICE についての情報発信を行います。	環境対策課
	● 環境負荷の少ない運転方法「エコドライブ」について、動画や実地講座により普及を行います。	環境対策課
	● エコカーへの乗り換えメリットについて、動画を用いて周知を行います。	環境対策課

事業内容	取組	所管課
COOL CHOICE 普及啓発事業	● 環境負荷の少ない調理方法「エコ・クッキング」について、動画や講座により普及を行います。	環境対策課
	● 省エネ家電の買い替えについて、国や県の施策と連携し、啓発を行います。	環境対策課
	● 広報やホームページなどにより、節電の啓発を行います。	環境対策課

第4章

次世代を担う人づくり

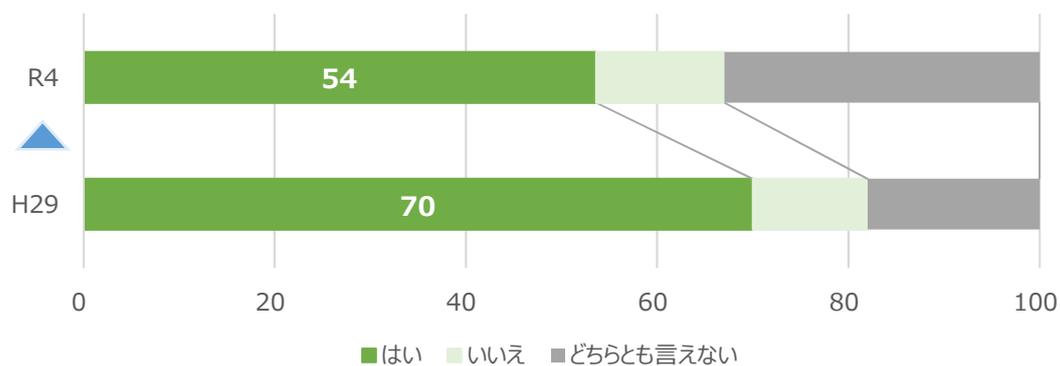
各主体の取組

主体	取組
市民	<ul style="list-style-type: none"> ● COOL CHOICE を積極的にを行います。 ● 自身の省エネ等の取組を SNS で発信します。 ● 省エネ型家電を積極的に利用します。 ● 必要な範囲での節電に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業所や事務所で省エネ診断を行うなど、現状のエネルギー使用量の見直しを行います。 ● 環境に配慮した設備の使用に努めます。

【環境意識アンケートより ライフスタイル転換の推進に係るアンケート結果】

どちらも5年前と比較して割合が減少しているため、継続した啓発が必要です。

省エネ型の家電製品への買換えを進めている



電気やガスなどのエネルギーの節約をしている

(%)

